

平成24年第4回定例会

建設水道常任委員会  
会 議 録

期日：平成24年12月12日(水)

場所：大曲庁舎 第3委員会室

## 平成24年第4回大仙市議会定例会会議録

日 時：平成24年12月12日（水曜日）午前10時00分～午後4時23分

会 場：大曲庁舎 第3委員会室

### 出席委員（6人）

副委員長	11番	佐藤清吉	委員	4番	佐藤隆盛
委員	17番	児玉裕一	委員	21番	高橋幸晴
委員	23番	橋本五郎	委員	28番	千葉健

### 欠席委員（1人）

委員長 29番 竹原弘治

### 説明のため出席した者

建設部長	田口隆志	上下水道部長	小松春一
次長兼道路河川課長	福田繁	水道課長	足達隆
道路河川課参事	今野徳吉	水道課参事	佐藤勉
道路河川課参事	五十嵐直樹	水道課参事	佐々木忍
都市管理課長	井関由紀夫	水道課参事	小西智
建築住宅課長	佐藤喜八郎	次長兼下水道課長	岩谷友一郎
土地区画整理事務所長	山本伸夫	神岡支所農林建設課長	今辰雄
土地区画整理事務所参事	三浦龍市	西仙北支所農林建設課長	齋藤雄幸
土地区画整理事務所参事	千葉信夫	中仙支所農林建設課長	鈴木清仙
土地区画整理事務所参事	吉野一利	協和支所農林建設課長	佐川勝
		南外支所農林建設課長	伊藤誠一
		仙北支所農林建設課長	佐々木博
		太田支所農林建設課長	佐藤朗

### 議会事務局職員出席者

主 幹 堀江孝明

---

審査議案等

- 議案第 180号 大仙市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 181号 大仙市営住宅等の整備基準を定める条例の制定について
- 議案第 182号 大仙市市道の構造の技術的基準等を定める条例の制定について
- 議案第 183号 大仙市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について
- 議案第 184号 大仙市都市公園の設置に関する基準等を定める条例の制定について
- 議案第 185号 大仙市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について
- 議案第 186号 大仙市公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例の制定について
- 議案第 202号 神岡中央公園等の指定管理者の指定について
- 議案第 203号 敗勢 24年度大仙市農業集落排水事業特別会計への繰入額の変更に  
ついて
- 議案第 204号 平成 24年度大仙市一般会計補正予算（第 6号）
- 議案第 207号 平成 24年度大仙市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1号）
- 議案第 209号 平成 24年度大仙市簡易水道事業特別会計補正予算（第 3号）
- 議案第 210号 平成 24年度大仙市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1号）
- 議案第 211号 平成 24年度大仙市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2号）
- 議案第 213号 平成 24年度大仙市上水道事業会計補正予算（第 1号）
- 議案第 214号 大仙市低炭素建築物新築等計画認定等手数料条例の制定について
- 閉会中の継続審査（調査）の申し出にかかる事件について

---

午前10時00分 開 会

○副委員長（佐藤清吉） おはようございます。本日は本会議休会中のところをご出席いただきまして、誠にありがとうございます。竹原委員長が欠席の届出されておりました、今回の委員会、委員長に変わりましたので進行いたしたいと思っておりますので、どうかよろしくお願ひしたいと、そういうふうに思っております。今、衆議院解散して、選挙も終盤に入っております、昨日ですか佐竹知事も話しありましたように、なんか自民党、公明党が半数以上取ると、そうなればかなりの形で事業ができると、そういう話もありました。実際ここにですね、自民党の各地域の支部長さん方が、竹原さんも入れて4名ほどおります、まなとかかんとか自民党に勝ってもらいたいと、そういうふうに思っているところがございます。いずれあのそういう中でですね、今の大仙市そのものもですね、予算編成に入っておりますので、やはり今、今日の新聞にありましたように、デフレ脱却とかですね、景気回復のためにですね、特にお力添えを賜りたいと、そう思っております。特にあのいろんな各地域から出てくる予算とかそういうものについてはですね、やはりあのその地域の市民の要望がかなり多く出ておると思っています。そういうことありますので、いかにして要望に応えられるような体制の中でやって頂きたいと、そう思っております。

それでは、只今より建設水道常任委員会を開会いたします。

当委員会に付託された事件について、別紙日程表のとおり審査致しますので、よろしくお願ひ致します。

なお、正確な会議録の作成のため、発言をする際は、副委員長の許可を得たあとで、マイクのスイッチを入れてから、お願ひいたしたいと思っております。

審査に入る前に、当局から挨拶をお願ひいたします。はじめに田口建設部長。

○建設部長（田口隆志） あらためまして、おはようございます。

建設水道常任委員の皆様には、お疲れのところ、常任委員会を開催いただき厚くお礼申し上げます。

本会議第1日目の市政報告の中にもありましたが、11月13日に除雪出動式を行っております。国政と同じように非常に先の見えない冬になってしまうんじゃないかなと非常に心配しているところ、この間大寒波でかなり雪降ったところもあり、かなり心配しているところでもあります。市では冬期間における市民の経済活動の安定を図るため、安全で円滑な道路交通を確保する効率的な除雪計画と体制を確立し除雪作業に望むことを目的に、毎年度除雪計画書を策定しております。時期的に遅

れてしまいましたけれども、皆さんのお手元に平成24年度大仙市除雪計画書を配付させておりますので、後でご覧いただきたいと思っております。この除雪計画においては、高齢者社会の進行や生活様式の変化などにより、除雪に対する要望が多様化してきていることを踏まえ、除雪パトロールの強化、初期除雪の完全実施、重要路線の確保、歩道除雪の強化、危険箇所の除雪強化、地域住民との連携という6つの柱を基本方針に掲げ、市民に喜ばれるきめ細かな除雪作業を心がけることとしております。今冬はどのような降雪状況になるのかなかなか想定できませんけれども、昨年、一昨年の大雪の教訓を生かし、市民の安全安心な生活を確保するため、スピード感のある対応をしてまいりたいと思っておりますので、委員の皆様のご指導、ご鞭撻をよろしくお願いいたします。

さて、本日ご審議をお願いいたします建設部所管の案件は、昨日の本会議第3日目に、当常任委員会に付託となりました、条例案6件、補正予算案2件の他、単行案1件となっております。条例案では地域主権改革一括法による住宅、市道、準用河川、都市公園に係わる条例5件の他、追加提案とされました低炭素建築物に係わる手数料条例でございます。補正予算ではLED街路灯、南外1号線、住宅リフォームに係わる補正の他、人事異動等に伴う職員人件費の補正などがございます。各案件につきまして、担当課所長からご説明申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。あいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○副委員長（佐藤清吉） 次に小松上下水道部長。

○上下水道部長（小松春一） おはようございます。大変お疲れのところご審議を賜りまして、誠にありがとうございます。

まずもってあの先週の金曜日7日でしたけれども、三陸沿岸のまたちょっと強めの地震がございましたけれども、その影響について若干ご報告申し上げたいと思います。上水道、下水道施設共、特別な被災、事故、トラブル等は無かった状況であります、とりあえずほっとしているところでございます。またあの、先に開催頂きました、平成23年度決算特別委員会におきましては、上下水道部に係る各会計の決算についてご認定を賜り、あらためまして厚く御礼申し上げます。

当委員会からいただきましたご意見等を参酌しながら、昨年に引き続きまして今年度も11月26日に支所を含めた上下水道部合同の収納対策会議を開催したところでございます。

このなかでは、それぞれの収納対策強化の手法や、徴収が困難な特徴的な事例と対策について情報や意見を交換し、今後に備えることを再認識したところでございます。

上下水道事業にかかわる職員一同、こうした共通認識をもって、収納対策はもちろん各事業の推進に努めてまいり所存でございますので、委員の皆様の一層のご支援ご鞭撻をお願い申しあげるところでございます。

さて、当委員会に審査をお願いいたします案件でございますが、まず1点目は、地域主権改革一括法の施行に伴いまして、水道法及び下水道法が改正されております、これによりまして、議案第185号及び186号において関連条例の制定をお願いするものであります。水道法関連では、水道工事における監督者などの配置や資格基準を定める条例、下水道法関連では構造技術基準を定める条例を制定しようとするものでございます。

2点目は、定期人事異動などに伴い職員人件費の変更があったことから、それぞれの事業会計に補正予算措置をお願いするものであります。

議案第203号、及び第204号は、農業集落排水事業特別会計において、職員人件費が増額になったことから、一般会計からの繰入額、繰出額を変更するものであります。

議案第209号から211号までも、各特別会計予算のうち職員人件費の増額補正をお願いするものであります。増減補正をお願いするものであります。

議案第213号につきましては、上水道事業会計において同様の理由によりまして補正をお願いするものでございます。

このあと、担当課長がそれぞれ内容につきましてご説明申し上げますので、よろしく審査のうえご承認賜りますようお願い申し上げます。

○副委員長（佐藤清吉） はい、ありがとうございました。

それでは、さっそく審査に入ります。

はじめに議案第180号、大仙市市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について を議題といたします。

当局の説明を求めます。佐藤建築住宅課長。

○建築住宅課長（佐藤喜八郎） それでは、議案第180号大仙市市営住宅条例の一部を改正する条例の制定につきまして、ご説明申し上げます。恐れ入りますが座って説明申し上げます。

議案書の14ページ、15ページをお願いいたします。本議案につきましては、

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための 関係法律の整備に関する法律、いわゆる地域主権改革一括法（平成23年法律第35号）により、公営住宅法が改正されたことに伴いまして、全国一律に定められていた公営住宅の入居者の資格について、地域の実情に応じた設定が可能になったことから、これを条例規定するほか、福島復興再生特別措置法の施行によりまして、この特別措置法にあります居住制限者は、入居収入基準及び住宅困窮要件を備えている者とみなすという特例が適用になったため、この規定を加えるものであります。なお、収入基準につきましては、改正後の公営住宅施行令第6条第1項に規定する額と同じとするものであり、民間住宅市場において不利な裁量階層世帯へ更に配慮するものとして、現行21万4千円を、25万9千円に改正するものであります。この条例は、地域主権改革一括法に係る改正規定につきましては、平成25年4月1日から、福島復興再生特別措置法に係る改正規定につきましては、公布の日から施行するものであります。

以上、大仙市営住宅条例の一部を改正する条例の制定につきまして、ご説明申し上げますが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○副委員長（佐藤清吉） 当局の説明が終了しました、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（佐藤清吉） 質疑無いようでございますので、を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（佐藤清吉） 討論なしと認めます。これより採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（佐藤清吉） 異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○副委員長（佐藤清吉） 次に議案第181号、大仙市市営住宅等の整備基準を定める条例の制定について を議題といたします。

当局の説明を求めます。佐藤建築住宅課長。

○建築住宅課長（佐藤喜八郎） それでは、議案第181号大仙市営住宅等の整備基

準を定める条例の制定につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の16ページから20ページをお願いいたします。本議案につきましても、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」いわゆる地域主権改革一括法によりまして、公営住宅法が改正されたことに伴い、市営住宅及び共同施設の整備基準につきまして、国土交通省の定める基準を参酌して、条例で新たに定めることとされましたことから、これを条例規定するものであります。条例文につきましては、基準内容は、現行と変わらず同様としておりまして、17ページの規定趣旨の第1条から、20ページ委任の第17条まで記載しております。内容につきましては、施設・敷地についての良好な住環境の確保、防災措置、住宅の省エネルギー・遮音性能の確保、住戸の面積・設備基準、共同施設の基準等についてでございます。この条例の施行日につきましては、平成25年4月1日から施行とするものであります。

以上、大仙市営住宅等の整備基準を定める条例の制定につきまして、ご説明申しあげましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○副委員長（佐藤清吉） 当局の説明が終了しました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。はい、千葉委員。

○委員（千葉 健） この3条の安全、衛生、美観などを考慮し且つ入居者にとって便利で快適なものとなるよう整備しなければならないということさ、ちょっと関連して質問するんですけども、入居者が退去したときに当然リフォームかけると思うんですけども、ちょっとお聞きしたいのは入居するときに保証金何ヶ月分納めるのかということと、退去したときにリフォームはその汚れ具合損傷の程度で、だいたいかかる費用が差があると思うんですけども、その保証金の範囲で出来ない場合は市でやっぱり全額負担するのか、新たに追加負担を退去する人に求めるのか、それからリフォームかけた場合、当然入居を待っている人もいると思うんですけども、入居の待っている人達はどのような形でまずこう、すぐ入居できることを待っていると思うんですけども、そこら辺のリフォームの期間と入居者の入れ替えについてちょっとお尋ねします。

○副委員長（佐藤清吉） 佐藤建築住宅課長。

○建築住宅課長（佐藤喜八郎） 入居する場合に2ヶ月の敷金を頂戴しております、修繕について でございますけども、入居者の原因で当然直さなければならないものの、たとえば障子がやぶれたとか、そういうもんですけども、そういうものにつきましては入居者の負担でやっていただいております、その他の当然管理者として修

繕しなければならない項目につきましては、市の方で負担して修繕をおこなっております。それから入居の待ちの人ということでもありますけれども、それに係わりリフォームの期間でございますけれども、入居してから退去しましてからだいたい1週間か10日ぐらいでほとんどのものは修繕を終えております。ただその募集の方法としまして広報によりまして月に1度の広報ですけれどもそれに上げておりますが、ある程度まとまってから上げることもございますので基本的には1ヶ月単位で募集しておりますけれども、そういうふうな状況となっております。以上です。

○副委員長（佐藤清吉） はい、千葉委員。

○委員（千葉 健） ちょっと私も間接的に聞いた話なんだけれども、入居するに3ヶ月も待たせられた、退去してから3ヶ月、直ぐはいることは出来ない、当然、課長言ったように最低でも1週間2週間はかかると思うんだけど、空いてから3ヶ月位待たせられて、しかもそれが一箇所であつて、まとめて外の市営住宅もあるんだろうけれども、まとめて入居させるといった話、これはあくまでも間接的に聞いた話だから、直接聞いた訳でないから、その真意は分からないんだけど、けっこう待たせられるという話もお聞きしたもので、いま、あえて聞いたんですけれどもそこらへんせばまずひとつ第一点は結構、たとえば2ヶ月分の保証金で当然済まない部分は市が負担してやるということだべし、それからあと3ヶ月以上も待たせるということはあるえないということだが、そのあたりちょっと教えていただけねべが。

○副委員長（佐藤清吉） はい、佐藤建築住宅課長。

○建築住宅課長（佐藤喜八郎） 修繕の費用についてでございますけれども、敷金相当に足りない分もあります、それに足りない分につきましても、当然入居者が負担しなければならないものについては頂戴しております。その他につきましては先程申し上げましたとおり市の方で負担しております。それから何ヶ月か待たされたという話の件でございますけれども、前は何件かまとまるまで待つてそれから広報に上げたという経緯もあるようですけれども、現在はほとんど一箇月単位であげておりますので、今はそういうことは無いと思っております。以上です。

○副委員長（佐藤清吉） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。はい、橋本委員。

○委員（橋本五郎） 入居者がこういうものでこういうもので破損したりなんなりして、こういうものが入居者の負担ですと分かり易くちょっとこうちなんでも説明してもらえばよ、わかるんだよな、どこまで入居者が負担をするのだが、破損のあれ

で、われわれもいろいろ聞いている、非常にその人の性格によって入居者の性格によって、やはり生活のあれがちょっとみだれていけば非常にやっぱり次の入居者、退去していくとき入居するまでの時間が非常にかかるということは、非常に破損率が多いというばあいあるわけよな、聞いているわけ、ここまですぐ入居者の負担であって、こういう場合は、ということで分かり易くこう説明して頂ければな、あとそれ以外は市で負担しますって言ったたて、せば市でなんとせばどこまで負担だよということになるからよ、入居者によってまちまちだと思うんだよ、その管理の仕方によって、そのあたりちょっと説明を深くして頂ければわれわれも委員の方も分かり易いと思う。

○副委員長（佐藤清吉） 佐藤住宅課長。

○建築住宅課長（佐藤喜八郎） 基本的には入居者が入った場合消耗品部分といいますか、クロス、畳、先程申し上げました障子などでありますけども、そのだいたい基準といいますか、マニュアル的なものは持っております、それを入居する時に説明はしております。その他の設備などにつきましては、やはりあの劣化によって壊れる場合がほとんどでありますので、これはあの市のほうでもって修繕しております。

○副委員長（佐藤清吉） よろしいですか、他に質疑ありませんか。

なければ、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（佐藤清吉） 討論なしと認めます。これより採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（佐藤清吉） 異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○副委員長（佐藤清吉） 次に議案第182号、大仙市市道の構造の技術的基準等を定める条例の制定について を議題といたします。

当局の説明を求めます。福田道路河川課長。

○次長兼道路河川課長（福田 繁） それでは、議案第182号大仙市市道の構造の技術的基準等を定める条例の制定につきまして、ご説明申し上げます。資料NO. 1 議案

書の21ページから38ページになります。

本議案は、地域主権改革一括法により、道路法第30条、及び第45条の一部が改正されたことに伴い、市が管理する道路の構造の一般的技術的基準、道路標識の寸法等について、政令で定める基準を参酌して条例で新たに定めることとされたことから、これを条例規定するものであり、平成25年4月1日から施行しようとするものであります。

なお、基準内容につきましては、原則として国の基準と同様にしており、道路の構造の一般的技術的基準について、規定趣旨の第1条から、第46条まで記載しております。

内容については、道路を新築し、又は改築する場合における道路の構造の基準等についてであります。

以上、議案第182号大仙市市道の構造の技術的基準等を定める条例の制定につきまして、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○副委員長（佐藤清吉） 当局の説明が終了しました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（佐藤清吉） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（佐藤清吉） 討論なしと認めます。これより採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（佐藤清吉） 異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○副委員長（佐藤清吉） 次に議案第183号、大仙市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について を議題といたします。

当局の説明を求めます。福田課長。

○次長兼道路河川課長（福田 繁） それでは、議案第183号大仙市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定につきまして、ご説明申し上げます。議案書の39ページから50ページになります。

本議案は、地域主権改革一括法により、河川法第100条の一部が改正されたことに伴い、市長が管理する準用河川の河川管理施設等の構造基準については、政令で定める基準を参酌して、条例で新たに定めることとされたことから、これを条例規定するものであります。なお、基準内容につきましては、原則として国の基準と同様にしており、河川管理施設構造令の構造物について、規定趣旨の第1条から、第55条まで記載しております。内容については、河川管理施設又は工作物の新設等の許可を受け、設置される工作物のうち、堤防その他の主要なものの構造物等についてであります。お手元に配付しております道路-1の図面をお開き願いたいと思っておりますが、道路-1でございます、1ページ目お開き願いたいと思っております、ただいまご説明をいたしました、準用河川の位置図を添付してございます。西仙北地域内にございまして、①寺ノ下川、延長が2,350mでございます、②床畑川、延長が2,100mでございます、小戸川、延長2,050m、これが大仙市で準用河川に規定されておる河川名と延長でございます。

以上、議案第183号大仙市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定につきまして、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○副委員長（佐藤清吉） 当局の説明が終了しました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（佐藤清吉） 質疑ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（佐藤清吉） 討論なしと認めます。これより採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（佐藤清吉） 異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○副委員長（佐藤清吉） 次に議案第184号、大仙市都市公園の設置に関する基準等を定める条例の制定について を議題といたします。

当局の説明を求めます。井関都市管理課長。

○都市管理課長（井関由紀夫） 議案第184号大仙市都市公園の設置に関する基準等を定める条例について説明申し上げます。座ったままでご説明いたします。議案書の51ページから54ページをご覧ください。

本議案は地域主権改革一括法により都市公園法及び高齢者障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律が改正されたことに伴い、都市公園の配置及び基準、規模の基準、公園施設の建築面積の基準及び特定公園施設の設置に関する基準について、政令等で定める基準を参酌して、条例で新たに定めることとされたことから、これを条例規定するもので、平成25年4月1日から施行することとしております。なお、基準につきましては、当市の都市公園は参酌すべき政令で定められている基準をすでに満足しており、変更基準に課題等はございませんので現行と同様としております。

以上、議案第184号大仙市都市公園の設置に関する基準等を定める条例の制定につきまして、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○副委員長（佐藤清吉） 当局の説明が終了しました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（佐藤清吉） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（佐藤清吉） 討論なしと認めます。これより採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（佐藤清吉） 異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○副委員長（佐藤清吉） 次に議案第185号、大仙市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について を議題といたします。

当局の説明を求めます。足達水道課長。

○水道課長（足達 隆） 議案第185号、大仙市布設工事監督者の配置基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。資料No.1、議案書の55ページから58ページまでになります。

本案につきましては、地域主権改革一括法により、水道法が一部改正されたことに伴い、これまで水道法で規定されておりました布設工事監督者を配置する水道の布設工事の種類、布設工事監督者の資格及び水道技術管理者の資格基準については、政令で定める基準を参酌して条例で新たに定めることとされたことから、これを条例規定するものでございます。なお、基準につきましては、現行と同様としてございます。

第1条関係につきましては、本条例の趣旨、第2条関係につきましては布設工事監督者を配置する工事、第3条関係につきましては、布設工事監督者の資格、第4条関係につきましては、水道技術管理者の資格をそれぞれ規定し、施行の期日を平成25年4月1日としようとするものでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○副委員長（佐藤清吉） 当局の説明が終了しました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。はい、千葉委員。

○委員（千葉 健） ちょっとわたし勉強不足で申し訳ないんだけど、こういうせば水道工事する場合、従来のなんというか基準よりも厳しくなったもんだが、それとも同等なもんだが、そこらへんちょっと教えてけねしべが。

○水道課長（足達 隆） 基準については、今水道法に規定されているものと同様でございますので、それを今先程申し上げました地域主権改革一括法により新たに市で条例を定めるというふうなことでございます。なので今よりも同様というような認識をもっていただければありがたいというふうに思います。

○副委員長（佐藤清吉） よろしいでしょうか。他に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（佐藤清吉） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（佐藤清吉） 討論なしと認めます。これより採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（佐藤清吉） 異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○副委員長（佐藤清吉） 次に議案第186号、大仙市公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例の制定について を議題といたします。

当局の説明を求めます。岩谷下水道課長。

○次長兼下水道課長（岩谷友一郎） 議案書の59ページから62ページになります。議案第186号、大仙市公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本条例は、地域主権改革一括法により、下水道法につきましては、下水道の構造の基準並びに処理場の維持管理に関する基準の大きく2点について、政令を参酌して地方公共団体の条例で制定する旨の改正がなされたため、新たにこれを条例規定するものであります。基準の設定につきましては、これまでとの整合性及び一律性を考慮し、並びに政令等を参酌しまして、今回の条例及び規則に定める市の基準は、国の現行基準と同一とすることにしております。また、参酌するとしている国の政令等において、国土交通大臣が定める措置という文言を、新しい市条例では、規則で定める措置とし、下水道施行規則及び国の告示により定められている基準等を参酌し、新たに大仙市公共下水道の構造の技術上の基準に関する条例施行規則を本条例制定に合わせて定めることとしております。60ページ、条例案の構成でありますけれども、第1条、趣旨、第2条、用語の定義で、第3条から第5条までが施設の構造の技術上の基準関係であります、第3条は、排水施設、処理施設共通基準、第4条は、排水に係る基準、第5条が、処理施設に係る基準となっております。第6条は、仮設又は災害等応急施設の適用除外、第7条が終末処理場の維持管理に関する基準、第8条は委任、その他必要な事項は規則で定めるとするもので、この条例は、平成25年4月1日から施行することとしております。

以上ご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○副委員長（佐藤清吉） 当局の説明が終了しました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（佐藤清吉） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副委員長(佐藤清吉) 討論なしと認めます。これより採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副委員長(佐藤清吉) 異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○副委員長(佐藤清吉) 次に議案第202号、神岡中央公園等の指定管理者の指定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。井関都市管理課長。

○都市管理課長(井関由紀夫) 議案第202号、神岡中央公園等の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。議案書の79ページをお開き下さい。併せまして配付資料の指定管理者候補団体の申請書の写し、こちらの19ページと参考資料として位置図、平面図を配付してございますので、ご一緒にご覧頂きますようお願いいたします。本議案は神岡地域における神岡中央公園、中川原コミュニティ公園及び笹倉公園の指定管理者を指定することにつきまして地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決をお願いするものであります。内容につきましてご説明申し上げます。議案書の79ページをご覧下さい、1、公の施設の名称及び所在地につきましては、3施設ございますけれども、一番目の施設の名称は神岡中央公園でありまして、所在は大仙市神宮寺字大坪街道下及び中瀬古川敷地内であります。次に2番目の敷地の名称は、中川原コミュニティ公園でありまして、所在地は大仙市神宮寺字屋敷南17番地1であります、次に3番目の施設名称は、笹倉公園でありまして、所在は大仙市神宮寺字笹倉1番の2地内であります。次に2、指定管理者となる団体の名称及び所在であります、団体名は特定非営利活動法人大仙スポーツクラブでありまして、所在は大仙市神宮寺字本郷野3番地12であります。次に3、指定の期間につきましては、平成25年4月1日から平成30年3月31日までの5ヶ年とするものであります。神岡中央公園等の指定管理につきましては、平成22年度から24年度までの1回目の指定管理に続き2回目の指定管理でございます。資料指定管理者候補団体の申請書類19ページをご覧下さい、当該公園は議案第194号で議決をお願いしております神岡体育館や神岡野球場などのスポー

ツ施設等と併せて神岡地域スポーツ施設及び公園施設として一帯管理をお願いする  
ものでございます。指定管理するにあたり、指定管理者を公募いたしましたところ、  
現在の指定管理者、太平ビルサービス株式会社、むつみ造園土木株式会社及び特定  
非営利活動法人大仙スポーツクラブの3者からの応募がございました。指定管理者  
選定委員会に諮りましたところ、特定非営利活動法人大仙スポーツクラブが、地元  
のNPOが地元の施設を管理するという事で評価が高く、その答申を受け選定い  
たしたものでございます。指定管理者選定委員会からの答申には、大仙スポーツク  
ラブが指定管理業務を行うことは初めてであることから、次の3つの特記事項が  
付されております。一つ目には指定管理者が形骸化しないように所管課が指導を行  
い育成をおこなうこと。二つ目として指定管理者の業務に支障が生じない指定管理  
者と協力会社が協定すること。3、指定管理者として安定経営を目指し、協力会社  
からも指導を仰ぐこと。これを受けて今後市では大仙スポーツクラブをサポートす  
る体制づくりの準備をすすめて、大仙スポーツクラブには2点目、3点目の特記事  
項が付されたことを通知してございます。

以上、議案第202号、神岡中央公園等の指定管理者の指定についてご説明申し  
上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○副委員長（佐藤清吉） 当局の説明が終了しました、これより質疑を行います。質  
疑ありませんか。はい、橋本委員。

○委員（橋本五郎） これ代表者がだれで、これ非営利ということは、ボランティア  
組織。

○都市管理課長（井関由紀夫） はい、ボランティア組織です。

○委員（橋本五郎） ボランティア組織、で、代表者はだれ。

○都市管理課長（井関由紀夫） ちょっとお待ち下さい。代表者は理事代表小田原宏  
行さんでございます。

○委員（橋本五郎） ということは神岡の人。

○都市管理課長（井関由紀夫） 神岡の方です。

○委員（橋本五郎） 普通であれば、代表者が何で、非営利と謳っているから、まっ  
たくボランティアでやって、福祉事業としてやっていくのかなという捉え方をされ  
るわけな。

○副委員長（佐藤清吉） はい、井関都市管理課長

○都市管理課長（井関由紀夫） ここで、大仙スポーツクラブについてご紹介いたし  
ます、資料の指定管理者候補団体の申請書類の20ページの方にご覧頂きたいです

けれども。

○副委員長（佐藤清吉） ちょっとまった、今話しているのは、前に配付された指定管理者候補、これに謳われておりますので、これを見れば、だいたいいま課長の説明のとおりなんですけれども、この中に打ちこまれておりますそれをご理解いただきたいと思います。はい、課長。

○都市管理課長（井関由紀夫） 大仙スポーツクラブは神岡地域のサッカースポ少等の保護者等が母体となって、正会員が40名ほど、役員が21名で組織されておりました、目的は定款によりますと地域の子も達及び一般市民に対して自発的にスポーツを楽しむ健全な心身の育成に関する事業を行うと共に環境の整備によってスポーツに親しむ町づくりを目指し、子ども達の健全育成と生涯スポーツの振興に寄与することを目的とするとなっております。これまで大仙スポーツクラブは、これまで初心者サッカー教室、室内サッカー大会、サッカー場の整備などの事業を行って来ました。いわゆるボランティアですね、しかし、施設管理の経験はこれまでございませんでした。今回、大仙市が募集したところ、応募書類の方に記載あるんですけれども、協力会社の支援を受けながら、地元のNPO団体として、地元の施設を管理していきたいということで応募されたようでございます。その協力会社というのがございまして、その協力会社につきましては、指定管理者制度に基づく施設の総合管理を行っております、株式会社サンアメニティという会社と伺っておりますけれども、その会社に大仙市神宮寺出身の方がおられるようで、その営によって支援を受けながら新たな事業として施設管理も行っていきたいということのようございました。以上でございます。

○副委員長（佐藤清吉） はい、橋本委員。

○委員（橋本五郎） 私が言うのは、やはりこんどほら、大仙スポーツクラブの中でやはり常時やっぱり職員というのが、その笹倉なんていうのは、けっこう大きい施設だから、そこに派遣をしてないと管理してないと、やっぱりうまくない指定管理なんだべな、ただあの非営利団体だけではたしていろいろな機材等、当然使うだろうし、そうすればそういう会社ていうか、それいろんなやはり用具等持っていないと管理は出来えないと思って、それで今聞いたんです。やっぱりそういう協力団体がないと、当然やっぱりこれをね、普通の指定管理と違って会館を維持管理する指定管理と違ってやはり、こういうやはり広い場所を管理するのだから、それで中身をそういうことで聞いた。

○副委員長（佐藤清吉） 他に質疑ありませんか。はい、千葉委員。

○委員（千葉 健） 橋本委員とちょっと重なる部分もあるしども、この非営利活動法人ということなただけけれども、我々もこれを見る限りは、そうすればボランティア団体がまずこれ、公園管理をしてくれるんだという単純なそういう発想になるんだけれども、前の指定管理者が年間、この公園管理してらった指定管理料はどれくらいだったのか、それから今回このスポーツクラブが受けるときの指定管理料はどうなっているのか、それからこの非営利法人という名目になってで、こういう指定管理料、もしもらうとすれば法律の抵触するとかしねとかって、ちょっと私も分からないけども、そこらへんもちょっとお尋ねします。

○副委員長（佐藤清吉） 井関都市管理課長。

○都市管理課長（井関由紀夫） ちょっと順番逆になりますけれども、三番目の指定管理者になることに問題が無いかという法律的な部分については、問題ございません。他の施設でもNPOが管理している施設もあるようでございます、全国的にあるようですので法律的には問題ございません。委託料ですね、あの以前の方はちょっと調べなければなりませんので、ちょっとお時間頂きたいんですけれども。

○副委員長（佐藤清吉） そうすれば、暫時休憩いたします。

休 憩 10：46

再 開 10：49

○副委員長（佐藤清吉） 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。井関課長。

○都市管理課長（井関由紀夫） 神岡地域の全体の指定管理料の方でちょっとお伝えいたします。平成24年度で2,491万6千円ほどでございます。これは神岡地域ですので、3施設とそれからその他のスポーツ関連施設等含めて全体での、で、平成25年度につきましては、2,372万8千円ほど。

○委員（橋本五郎） 課長、いま神岡の全体の指定管理料、聞いてるんでねんだもの、いまここさ提出された、この案件についての質問してるんだから、いま今回受けたこのあれは、どのくらいの指定管理、いままで23年度に払ってるのだからということ、24年度に払ってるかということ、それでわかるはずだべ。

○都市管理課長（井関由紀夫） ちょっと時間を下さい。

○副委員長（佐藤清吉） そうすれば今調べてもらってますので、暫時休憩いたします。11時5分まで休憩します。

休 憩 10：52

再 開 11：03

○副委員長（佐藤清吉） 休憩前に引き続き、委員会を再開します。佐藤建築住宅課

長より発言の要請がありましたので、許可します。佐藤課長。

○建築住宅課長（佐藤喜八郎） 千葉議員の質問の回答で、敷金2箇月分と申しましたが、3箇月分に訂正いたします。申し訳有りませんでした。

○副委員長（佐藤清吉） 井関都市管理課長。

○都市管理課長（井関由紀夫） それでは3施設の指定管理料につきまして、ご説明いたします。平成24年度では803万5,911円でございます。平成25年度につきましては620万5,888円ということで計算しております。

○副委員長（佐藤清吉） 千葉委員、よろしいでしょうか。はい、千葉委員。

○委員（千葉 健） それであのこの大仙スポーツクラブが指定管理になった経緯なんだけれども、まず私から言わせれば、公園管理業務というのは、例えば大型遊具、それからいろんな施設を利用した場合、なにか不具合があつて事故があつた場合、賠償責任が発生する、そいつたときだつて当然、指定管理者に対しての、なんていうかまず、管理上のミスがあつたとして責任が問われることなんだけれども、この指定管理、公園管理をやつたことのない人がですよ、専門の業者から指導を仰ぎながらやるということ自体が、私ははっきり言っていかがなものかと思っているし、その選考の過程においてこれを、認めたっていういきさつ、もう少し詳しく我々委員さ説明してけねすべが。

○副委員長（佐藤清吉） 井関都市管理課長。

○都市管理課長（井関由紀夫） 選定委員会の議論の中でも、同じような部分がありましたけれども、この大仙スポーツクラブの申請書によりますと、当然今まで施設管理は行っていなかったわけですけども、指定管理をしていくうえで、これまで今現在太平ビルサービスさんが指定管理しているわけですけども、太平ビルサービスさんが、あのさまざまな直接やつてる部分もあるんですけども、さらに委託をしながら管理をしてございます。例えば芝管理にしてみれば大曲スポーツセンターに管理委託したりなどといった形で行っておりますけれども、大仙スポーツクラブも、現在太平ビルサービスさんがお願いしている、委託しているその方々を再、継続して委託をお願いしていくということ、作業をお願いしていくということの方針の中で考えておられまして、選定委員会の中でも大仙スポーツクラブが現在の管理が保たれるのであれば大丈夫だということで判断されたようございました。

○副委員長（佐藤清吉） はい、千葉委員。

○委員（千葉 健） 太平ビルがよ、あの元請けでやつて、そして太平ビルさんが下請けとして誰かを頼む、それこそ公園管理にちゃんとノウハウを持った人が頼むと

いうことは、いいんだけども今回は大仙スポーツクラブが、太平ビルの役目をして、そしてこんだ太平ビルが逆転、立場逆なって下請けを受けるということですねんのだが。

○副委員長（佐藤清吉） はい、井関課長。

○都市管理課長（井関由紀夫） では、ございません。すみませんちょっと説明不足の所がありまして、申し訳ございません。具体的に申します。笹倉公園につきまして、笹倉公園の消防設備保守点検業務がございます、この業務につきましてこれまで太平ビルさんがスエ商会といったところに委託しておりました、で大仙スポーツクラブも引き続き同じくその同じくスエ商会のところに消防設備保守点検業務は委託したいという方針を出されておりますし、神岡中央公園の芝生管理につきましては、これまでと同様に大曲スポーツセンターの方に委託して業務を進めていくと、そういうことです。

○副委員長（佐藤清吉） はい、千葉委員。

○委員（千葉 健） あのよ、あのややこしいんた話するども、申し訳ねどもよ、要はあれだがその大仙スポーツクラブの中に太平ビルから下請けされてやった人がいるということなんだが、逆に、なんと解釈すればいいんだ、そのしゃべってることが、おれが頭わるくて、回転きかねくて理解へねども、要はまずあのあれだべそのスポーツクラブで元請けやるとすれば、ちゃんとあの今までやってきた経験のある人、何人いるんだ、そのスポーツクラブの中に。

○副委員長（佐藤清吉） はい、井関課長。

○都市管理課長（井関由紀夫） 大仙スポーツクラブとして直接委託をしたような経験の有る方は。

○委員（千葉 健） 誰もいねんだべ、あの話したら、説明おかしんでねがそれ。あんなの言うやつ。

○都市管理課長（井関由紀夫） 今まではいないようです。やってはいないようです。

○委員（千葉 健） んだべ、んだがらせ、おれ言うじは、こういう指定管理を受けるときに、専門の人達からさっと教育してもらってやるつうこと事態がおかしんでねがって聞いているんだよ。あなた方なんと思うんだまず。あなた方の立場から職員として何と思うあなた。適正だと思うが。

○副委員長（佐藤清吉） 井関課長。

○都市管理課長（井関由紀夫） 大仙市の指定管理につきまして、たとえば、大曲のスポーツ施設、大曲体育館とか市民プールなんかの指定管理を地元のスポーツ団体

の方をお願いしている経緯もございましたので、神岡についても同様のケースだなということで、神岡の方も新たに管理をお願いして、そういった団体が出てくればいいのかなどということで期待しておるところでございます。

○副委員長（佐藤清吉） 千葉委員。

○委員（千葉 健） 何回も言って申し訳ね、公園管理のよ業務なんたやつあるか、ちょっと教えてけね、その公園に関して、たとえば樹木の剪定とかベンチのペンキ塗りとか様々あるんだけど、様々これ多種多様にわたっての維持管理だとおもうんだよな、そのたとえばあの樹木の剪定、それから薬剤の散布とか、様々、そういう職種ちょっと並べてけねが。

○副委員長（佐藤清吉） 井関課長。

○都市管理課長（井関由紀夫） 笹倉公園につきまして、まずご説明いたします。小動物の飼育管理、施設巡回点検、それから利用予約の受付、利用用品の収受管理、利用状況の確認、利用者の安全管理、駐車場の管理、遊具の保守保安点検、公園の施設の清掃、緑地広場の草刈り、使用備品の管理等がございます。中川原コミュニティ公園でございますけれども、施設の巡回、点検、清掃それから利用状況の確認、利用者の安全管理、駐車場とトイレの管理、園内の除草、草刈りがございます。神岡中央公園でございますけれども、これにつきましては施設の巡回、点検、利用状況の確認、利用者の安全管理、駐車場の管理、公園の施設の清掃、トイレ、四阿、遊具などございますので、清掃等でございます。それから芝生の管理、植栽木の管理、花壇の管理、雪囲い、除排雪等でございます。

○副委員長（佐藤清吉） はい、千葉委員。

○委員（千葉 健） あのよせば、このスポーツクラブの父兄の方々が指導を受けて、そういう管理はこういうふうにしてやりますよと、一生懸命指導を受けて、そして、いずれは指導を受けないようにして、独り立ちしていくように、なろうとしているのか、受けるということなんだべ。

○都市管理課長（井関由紀夫） はい、そうでございます。

○委員（千葉 健） できるんだが、この人達。そんなこと。

○都市管理課長（井関由紀夫） はい、できます。

○委員（千葉 健） できる。

○都市管理課長（井関由紀夫） はい。

○委員（千葉 健） せばせ、あの自分の家のこどもの教育とか、いろんな日常生活のこともあるべども、日にち決めてやれば大丈夫だべども、基本ちゃんとやるって

いうこと。

○都市管理課長（井関由紀夫） はい。

○副委員長（佐藤清吉） はい、橋本委員。

○委員（橋本五郎） あによ、そうすればこのスポーツクラブで指定管理を受けようとした本来の目的はなにだもんだべ、まったく、下請負に出してやってるな、そして昨年度より、23年度より約200万くらいの指定額が下がっている、はたしてこれで十二分な指定管理の役目が出来るのかと、それからもう1点、笹倉という非常に子どもの遊園地とかある、もし事故起きた場合、この大仙市スポーツクラブで責任を負えるのか、大きい会社であるとその責任はまっとうできるべども、この非営利活動団体だよ、万が一事故起きた場合、万が一、これ伴う遊園地だから、ただあの地元の人方が野球場とかグラウンドゴルフ場とか自分達も使っているから、自分達の手でなるべく管理をしながら手伝いをしながらっていう気持ちは分かる、けれども細部にわたってそういうところまで追求されるんだよ、してまったく丸投げでしょ、下請けでしょ、それぞれのそのプロのそういうみた人方、プロのそういう芝刈ったりなんたりする人、なんでそこまでやってこの団体が、指定管理を受けなければいけないのか、どこからくるんだよ。

○副委員長（佐藤清吉） はい、井関課長。

○都市管理課長（井関由紀夫） 1点目のご質問なんですけれども、なぜ、なぜってばへんですけれども、この大仙スポーツクラブが指定管理を受けようということに思いたったのかという点かと思うんですけれども、申請書の書類の中に記載されてございますけれども、自分達が管理していくことによって、その施設の中で自分達の目的であるスポーツを通じて地域の方々の活性化を図りたい、そういった活動をしたかった目標を掲げているようでございまして、それで指定管理者になることによって、そういった拠点をつくることによって、自分達の活動をもっと活発にできるし、地域の住民のためにも頑張っていきたいといったことのようにございました。それから2点目の事故等での対策でございますけれども、責任でございますけれども、これらに関してはきっちりと保険に入るなど、そういったものは継続していくといったようなことで、きっちり責任を果たしていくということでございました。以上でございます。

○副委員長（佐藤清吉） 橋本委員。

○委員（橋本五郎） そうすればその団体スポーツクラブの団体の気持ちは分かる訳よ、自分達も当然利用してるし、そういうことで協力していこうと、それは協力の

あれが狭まるわけ、だいたい決まってるんだから、自分達の使ってるグラウンド整地したり何したり、そうすればそれ以上に芝生を刈ったりね、遊具の点検をしたり、そういうことがこの人方が出来るのかということ、やっぱりこれある程度プロの目でそういうのを観察をし、あの視察をしながら点検をしながらやっていかないと事故に伴うときどうするのかってということだわけよ、今回あの、あのくれのトンネルの崩壊だってね、あれだってまったく普段の点検があれば事故おきるでしょ。事故起きた場合そうすればということなんだもの、事故起きないような点検の仕方ってのはやっぱり、素人では分からないわけよ、そこなんだよ、やっぱりそれが公のね、そういう場所なんだから、やっぱりこれが最後なれば大仙市の責任になるわけよ、そこまで考えて指定管理というものを、ちゃんと選考してやっていかないと、ただ安けりゃいいだろうという問題ではねえんだよ、そこを我々が指摘してるんだよ。わかる地元の人方のそういうな、熱意は分かるんだけど、やっぱりそういう笹倉だとか、あういうところのな、やっぱり遊園地、子どもがたが行って遊ぶ、そういう遊具とかいっぱいあるんだもの、それをやっぱり毎日行って点検をしてやれるのかということなんだ。そこあなた、課長、井関課長が責任をもって、私は一切責任を持って、指定管理の方、よろしく頼むという決意であればいいよ。あなたが、そこだ。

○副委員長（佐藤清吉） 井関課長。

○都市管理課長（井関由紀夫） 管理責任といったようなことでございますけれども、日々の、それぞれの施設等それぞれ、例えば遊具でござい、子供用の遊具であれば、その点検に関しては、きちんとした遊具管理の会社の点検を受けるとか、そういったふうなかたちで責任が果たせるような形で、そういった施設の点検管理業務を考えておられるようですので、そこで大仙スポーツクラブに管理を委せても大丈夫だという判断をいたしましたところでございました。

○副委員長（佐藤清吉） 橋本委員。

○委員（橋本五郎） 最後に1点、そうすればあれだしなあその今の大仙スポーツクラブで、われわれは全くの素人ね、それでもまず井関課長が、絶対委せてもなんともねと、私のくびかけても、私は責任を負うと、いう覚悟だつていうことを、ここで今、井関課長が言ったから、われわれもそれは、そうなまやさしいものではないと思うけれども、そういうところ今後十二分にね、検討しながらしていかないと大変なことになる。それだけ1点申し上げて終わります。

○副委員長（佐藤清吉） 千葉委員。

○委員（千葉 健） あの今回この200万、200万まで下がっていいんだけど、そうすると200万まで下がったこの620万が、そうするとこれ随契、まず当然入札かけねで、随意にして下げたことだがそこあたりのその選考、この選考する委員の人達を、ちょっとメンバーなんだ人で決めたんだこれ、それからその金額決めるときなんだふうにして決めたんだ。

○副委員長（佐藤清吉） はい、井関課長。

○都市管理課長（井関由紀夫） 選定委員につきましては、ちょっと、手元に資料ございませんのでちょっとお待ち下さい。指定管理料につきましては、あの指定管理団体からの申請に基づいて算定したものでございます。ですので、金額だけで入札のような形でおこなったわけではなくて、トータルでその指定管理の方針等について審査いたしまして、この団体を選定いたしましたものでございます。

○副委員長（佐藤清吉） 千葉委員。

○委員（千葉 健） せばよ、指定管理者更新するときに普通は入札だべた、な本来なば、んでねげ、んだべ、だけれども今回こういうふうに決まったということは、太平ビルさんなんては、入札するやつを遠慮してけれとがって、そういうふうにしてやったんだが、そのあたり聞いてきてだ、おれ言うやつは。遠慮してもらって、いろんなお願い仕様を重視したのか、なんとなんだこれ。

○副委員長（佐藤清吉） はい、井関課長。

○都市管理課長（井関由紀夫） 指定管理につきましては、入札は行ってございませぬので、選定委員会で選定いたしまして、指定管理者の方からの申請の際に出されている、指定管理料にもとづいて選定しているところでございます。

○副委員長（佐藤清吉） はい、千葉委員。

○委員（千葉 健） せばよ、話聞けば、金額まずこっちの当局で下げて、これでおめがたやれるがっていう話にして、それがたまたまスポーツクラブさんではその金額でやりますよっていったふうにして、やったことなんだべこれ。

○都市管理課長（井関由紀夫） いえ、違います。

○委員（千葉 健） そういうことでもね。

○都市管理課長（井関由紀夫） あの、指定管理者を公募した際にその収支計画が出されまして、各団体応募者がそれぞれ経費を算定いたして申請いたしましたものでございますので、こちらから金額はいかがとといったようなことはございません。

○委員（千葉 健） せばよ、太平ビルさんとは金額は一応、応札したことなんだべ、応札せば金額入れたことなんだべ、それも入れねことが太平ビルさんとは。

○都市管理課長（井関由紀夫） あ、申請書類の中にその収支計画として、これだけかかりますよっていう見積もりは出してございます。申請ですのであくまでも申請書類の中にはその指定管理の方針等を、それから経理のその経費等の試算等も合わせて、合わせたもので申請されております。

○委員（千葉 健） しつこくして申し訳ねども、なんでこういうふうにしてしゃべるがてばよ、まずおれげすのかんぐりでものしゃべって本当あの、もしかすればスポーツクラブさんにとっておれ、少しやしめてしゃべるとか、あの非常識な言い方したといわれるかもしれねども、まずこういうノウハウの無いスポーツクラブさんはよ、やっぱりほら言葉悪りども、子ども達がいろんな遠征する時だつて、お金かかるわけよ、せばせそういうスポーツクラブやるたつてお金かかる、そうすると、こういう組織のよ、元請けやって、あと逆にせ、下請けさ出せば上前はねてせ、いろんな部分さ、そこまで言いでぐねども、なんかせ、ノウハウでもちゃんとあつてせ、やれる、んだつて大仙の指定管理者がよ、なんもノウハウねして、よそから指導うけて指定管理受けるつうの他の指定管理者なんもねしべ、これだけだべこういうふうにして指導受けて指定管理なるっていうやつ、んでねが、そういうものを認めて、なんかそれさ橋本委員言うけどもよ、ボランティアとして自分達が扱うグラウンドを整備、野球場を整備する、それはな、気持ち上、整備したからなんぼかじえんこけてくれれば分かるども、公園管理とか賠償責任、何かもし万が一のときあつたとき、賠償責任背負わなければならない、こういう大事な公園管理をよ、非営利法人でせ、うけてそしてこんだそれを指導受けてやるなんつうのは、おれからすればよ、本当おかしくなったんでねがと書いてぐなってくるなほんとよ。今までのこの大仙で様々な指定管理者の一覧表あるんだけれども、これだけだべた指導受けてやるなんていうのは、そんなものせ、それを良しとしてやるなんつうのはよ、おれはいかがと思う、はっきり言って、まずこれとっていつまでも長くして議論したつて、しょうがねがら、その選定委員の名簿後から出してもらうことと、それからまずこれは結論先送りして次進めてけれ、まず、委員長、これは決とらねで、留保する、だめだ。

○副委員長（佐藤清吉） ちょっと、暫時休憩いたします。

休 憩 11：31

再 開 11：34

○副委員長（佐藤清吉） 委員会を再開します。いずれ、今のいろんな話聞いてますと、堂々巡りの意見がどんどん出てきてます、んで、やっぱりあの正確な資料、正

確な答弁、これ必要だと思っておりますので、ただ今できそうもないので、一番最後の方に持っていきたいと、そう思っております。そういうことで今のこの議案第202号につきましては、最後にもう1回議論していただきたいと、そう思いますのでいかがでしょうか。

(「了解」と呼ぶ者あり。)

---

○副委員長(佐藤清吉) いいですか。そうすれば議案第203号平成24年度大仙市農業集落排水事業特別会計への繰入額の変更について を議題といたします。

当局の説明を求めます。岩谷下水道課長。

○次長兼下水道課長(岩谷友一郎) それでは引き続き、議案書の80ページになります。議案第203号、平成24年度大仙市農業集落排水事業特別会計への繰入額の変更につきまして、ご説明申し上げます。

本案は、大仙市農業集落排水事業特別会計における補正経費として、平成24年第3回市議会定例会で議決をいただいている一般会計からの繰入額を7億5,314万3千円以内から、582万8千円増額し、7億5,897万1千円以内に改めることについて、地方財政法第6条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。特別会計の補正の内訳であります。人事異動等に伴う当初見積もりとの職員人件費の差額の補正でございます。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○副委員長(佐藤清吉) 当局の説明が終了しました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副委員長(佐藤清吉) なければ、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副委員長(佐藤清吉) 討論なしと認めます。これより採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副委員長(佐藤清吉) 異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○副委員長（佐藤清吉） 次に、議案第204号平成24年度大仙市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

なお、所管関係課の内容を一括説明をいただき、まとめて質疑、討論、採決を行いたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

当局の説明を求めます。はじめに福田道路河川課長。

○次長兼道路河川課長（福田 繁） それでは、議案第204号平成24年度大仙市一般会計補正予算（第6号）の内、道路河川課所管分について、ご説明を申し上げます。始めに、事項別明細書により歳入についてご説明申し上げますので、補正予算書の10ページをお開き願います。

14款国庫支出金2項国庫補助金6目土木費国庫補助金は、1,849万1千円を減額補正するものであります。これは、歳出において詳しくご説明申し上げますが、1節道路橋りょう費補助金は、南外1号線に係る社会資本整備総合交付金の交付決定に伴う減額補正であります。

次に歳出についてであります。補正予算書の22ページ並びに事業説明書は21ページから23ページになります。

8款土木費2項道路橋りょう費は1,310万9千円の補正をお願いし、補正後の額を20億434万7千円とするものであります。この内訳であります。2目道路維持費10事業道路維持管理費は、11節需用費に2,179万5千円の補正をお願いするものであります。これは、事業説明書の21ページにも記載されてるとおり、市内全域における市道の街路灯等に係る維持管理経費に要する経費でございます。主な内容であります。電気料金単価の増加に要する経費といたしまして930万6千円及びLED街路灯ESCO事業において、灯具を取り付けるのに支障のある老朽化した電柱及び劣化した引込線の改修に要する経費といたしまして1,248万9千円の補正であります。なお、修繕工事の発注につきましては、道路河川課で一括発注の予定でございます。それでは、お手元に配付しております資料、道路―1の2ページと3ページをお開き願いたいと思います。2ページが道路維持管理費の電気料についての説明の図書でございます。3ページが修繕料の内訳を記載してございます。まず最初に2ページの電気料についてでございますが、大きな要因といたしましては、平成24年度当初予算編成時に対しまして、電気料金単価が2割程度上昇したことによるものでございます。これはあの電気料金基本

単価が設定されておりますけれども、月ごとに燃料費調整がおこなわれたものでございます。中段の表でございますけれども、単価予算編成時の単価計が1,183円と記載してございます、そして24年度の12月末までの平均の単価計が1,367円というふうになってございまして、これの比率分が2割上昇となっているために、今回の電気料金の補正をお願いするものでございます。額につきましては、下段に記載してありますとおり、当初の電気料に2割をかけまして、各地域を積み上げてございます。その合計額が930万6千円でございます。次に3ページの修繕料でございますけれども、先程も説明いたしましたとおり、老朽化した街路灯の電柱及び引込線のうち、著しく老朽化した場所の取替を考えてございます。電柱につきましては写真も添付してございますが、こういった形で、家屋に被害が予想される等の電柱もございまして、こういったものを積み上げまして、全市で118箇所を見込んでございます。引込線につきましても、配線等が改善される箇所もございまして、8地域におきまして、843箇所を見込んでございます。合わせまして電柱につきましては507万7千円、引込線につきましては741万2千円、合わせまして1,248万9千円をお願いするものでございます。

次に予算書にもどっていただきたいと思いますが、60事業消雪施設等補助金は、今年度の申請は、新設3件、更新9件の合わせて12件であり、先に10件が交付決定済みであり、残り2件分の設備工事に伴う補助金として、168万円の補正をお願いし、補正後の額を704万8千円とするものであります。

次に、4目15事業社会資本整備総合交付金事業費南外1号線は、3,081万8千円の減額補正をお願いし、補正後の額を6,918万2千円とするものであります。これは、社会資本整備総合交付金交付決定額に伴う減額補正であります。要望事業費が1億円、国費額6千万円に対しまして、交付決定額の事業費は6,918万2千円、交付決定国費額は4,150万9千円であります。なお、財源内訳といたしまして、国県支出金1,849万1千円、地方債1,240万円がそれぞれ減額となっております。もう一度資料の方見ていただきたいと思いますが、4ページから8ページまで、南外1号線について、お手元の方に配付してございます、まず最初に4ページでございますが、当初計画並びに修正計画について簡単にご説明をいたします。当初計画では現在の連続曲線部をできるだけ回避し、沼地部を縦断する道路設計を計画してございましたが、先般の地質調査結果により、計画区間中の沼地部は予想を超える軟弱地盤であることが確認されました。図面でいきますと黄色で着色している部分でございます。この軟弱地盤を改良し道路築造を計画いた

しますと、多大な事業費を要することから、費用対効果等を考慮いたしまして、本路線の計画を基本的に現道線形とし、連続曲線部の曲線緩和及び走行性の向上を図るべき計画線形の変更をしたところであります。なお、比較検討した内容につきましては、この後図面で説明をさせていただきます。もう1点でございますが、施工区間の分割でございます、当初計画では市が全体を施工する予定でありましたけれども、他の事業との調整を要する路線であることから、この路線を3工区に分割し、事業促進を図ることにいたしました。第1工区につきましては、680mを道路改良区間と位置づけ、現況に対し道路高を約1m嵩上げするとともに、道路拡幅とともに連続曲線の曲線半径を緩和する計画といたしました。第2工区につきましては、920mを交通施設整備区間と位置づけ、現況の道路敷地を活用し、待避所及びガードレール等の交通安全施設の設置検討及び整備を実施する計画といたしたところでございます。第3工区につきましては、680mを国の築堤工事施工区間と位置づけまして、道路敷地につきましては、仏戸地区の築堤事業と調整を図りながら早期の事業促進に向け、効率的な事業を実施して参りたいというふうに考えてございます。次に5ページをお開き願いたいと思いますが、本年度の発注計画について記載してございます、先程説明いたしましたけれども、本年度の工事費予算は約6,900万円であります。計画工件が異なりますので、発注区間を2つに分けてございます、最初に黄色で着色してございますけれども、発注区間①につきましては、始点側より擁壁等の構造物を要しない210m区間の道路改良工事を来年10月までの工期で発注する予定でございます。また、青色で着色しております発注区間②につきましては、擁壁等の構造物設置を必要とする区間でありまして、現在、国交省と仮設工法等の協議を重ねておりますが、協議が整い次第、この107m区間を同じく来年の10月までの工期で発注する予定でございます。次に6ページでございますが、比較検討したものでございます、6ページは検討の①というふうにして表してございます、当初計画の沼地部を縦断した場合の道路線形を検討したものでございます、当初計画の道路線形は赤色で示してるとおり、沼地部を縦断する計画のため、沼地部へ盛土して道路築造を考えておりましたけれども、本年度実施しました地質調査によりまして、最大で10m程度の軟弱な粘土層が確認されたところでございます。したがって、この区間に7m程度の盛土をし、かつ盛土の安定を図るためには、地盤改良が必要となります。つきましては、この地盤改良に係る多大な経費及び将来の維持管理等について、再検討した結果、この案につきましては不採用としたところでございます。次に7ページお願いいたします、検討の②と

いたしまして、今度は沼地部を回避し、山側へ線形移動した場合を検討したものでございます、検討の結果、隣接の山林に高さ30mから40m程度の吹付け法枠工法等の対策が必要となります、したがって費用対効果、保安林指定及び治山事業との調整、将来の維持管理等に検討した結果、これも本案は不採用としたものでございます。次に8ページをお願いいたします、先程説明いたしました検討①及び検討②の経緯より現道線形を緩和した道路改良線形を検討したものでございます、検討の結果、当初計画である沼地部を縦断する線形に対して、走行性は劣りますけれども費用対効果及び安全性は向上するものと考え、この3種の検討結果より本案の線形を進めて参りたいというふうに考えてございます。以上南外1号線について説明を終わります。

以上、議案第204号平成24年度大仙市一般会計補正予算（第6号）の内、道路河川課所管分についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○副委員長（佐藤清吉） 昼食のため、暫時休憩いたします。再開は午後の1時にいたしたいと思います。

休 憩 11：51

再 開 13：00

○副委員長（佐藤清吉） 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

当局の説明を求めます。井関都市管理課長。

○都市管理課長（井関由紀夫） 議案第204号平成24年度大仙市一般会計補正予算（第6号）、都市管理課所管分につきまして、ご説明申し上げます。補正予算書の5ページ第2表、債務負担補正をご覧下さい、補正予算書の5ページでございます、第2表でございます。債務負担行為の補正のうち、都市管理課が所管する公園において、議案第202号でご説明いたしました指定管理者の指定に伴い、指定期間平成25年度から平成29年度までの5年間における指定管理料の限度額を定めるものでございます。第2表中下から4段目、神岡中央公園、中川原コミュニティ公園及び笹倉公園の指定管理料は3,162万5千円を限度額として債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

続きまして、補正予算書の22ページをご覧下さい。22ページでございます、8款3項1目都市計画総務費であります、90事業土地区画整理事業特別会計繰入金につきまして、511万3千円の減額補正をお願いいたすものであります。具体的な内容につきましては、土地区画整理事務所から議案第207号平成24年度大

仙市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）の中でご説明申し上げます。

以上、都市管理課所管分の平成24年度大仙市一般会計補正予算につきましてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○副委員長（佐藤清吉） 次に佐藤建築住宅課長。

○建築住宅課長（佐藤喜八郎） 続きまして、一般会計補正予算の建築住宅課所管分につきまして、ご説明申し上げます。

資料No.3大仙市補正予算の事項別明細書22ページをお願いいたします。8款土木費4項住宅費1目住宅管理費20事業住宅リフォーム支援事業費につきまして、補助金780万円を追加し、補正後の額を6,787万円とするものであります。内容といたしましては、資料No.3-1主な事業説明書の24ページをご覧くださいと思います。この中で2の事業目標にありますとおり、昨年度の実績を参考とし、今後の申請件数を50件と見込みまして、補助額780万円の補正をお願いするものであります。4にあります、これまでの成果と今後の方向性につきましては、4月に発生した暴風被害の復旧工事を、7月末までの期限でこの事業の対象とした結果、通常リフォームを含めた申請件数は、昨年同時期の実績件数を大きく上回っておりまして、10月末現在で、申請件数440件、補助額6,176万円であります。この、既に当初予算を超えた補助金額につきましては、予備費により対応している状況であります。また、この事業における総工事高は、10月末現在で約10億円の経済効果を算出しておりまして、本事業が市民および市内住宅関連業者に大変有効に活用されているものと思います。なお、配付してございます資料の健住-1の1ページ目に事業の月別推移、工種別割合など今年度の10月までの実績を載せてございますので、ご参照いただきたいと思います。と存じます。

以上、建築住宅課所管分につきまして、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○副委員長（佐藤清吉） 次に、山本土地区画整理事務所長。

○土地区画整理事務所長（山本伸夫） 土地区画整理事務所所管の補正予算につきましては、先程、井関課長の方から説明申し上げましたので、うちの方は、説明申し上げましたので、ありませんのでお願いします。

○副委員長（佐藤清吉） 次に、足達水道課長。

○水道課長（足達 隆） 議案第204号平成24年度大仙市一般会計補正予算（第6号）のうち、上下水道部水道課に係る補正予算につきまして、ご説明申し上げます。

す。

資料No.3、補正予算書の18ページをお願いいたします、下段になります、今回の補正は、4款・衛生費・3項・簡易水道費にかかる簡易水道事業特別会計への操出金の減額補正でございます。90事業簡易水道事業特別会計操出金は、大仙市簡易水道事業特別会計において、定期人事異動により職員人件費が減額になることから、一般会計からの操出金を326万8千円減額補正し、補正後の予算額を5億5,857万6千円とするものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○副委員長（佐藤清吉） 次に、岩谷下水道課長。

○次長兼下水道課長（岩谷友一郎） 同じく、下水道課所管につきましてご説明申し上げます。

補正予算書20ページになります。今回の補正予算は、いずれも人事異動等による職員人件費の補正に伴うもので、人件費を計上している特別会計への繰出金の補正であります。最初に、6款・農林水産業費・1項・5目・90事業・農業集落排水事業特別会計繰出金は、人事異動等による職員人件費の補正に伴い、582万8千円を補正し、補正後の予算額を7億5,897万1千円とするものであります。

次に23ページをお願いします。8款・土木費・6項・1目・90事業・公共下水道事業特別会計繰出金は、これも人事異動等による職員人件費の補正に伴い、53万8千円を減額補正し、補正後の予算額を7億4,623万2千円とするものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○副委員長（佐藤清吉） 当局の説明が終了しました。これより質疑を行います。質疑ありませんか。

204号一般会計予算、これも最後の方に持って行きたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（佐藤清吉） そういうことにいたしたいと思っております、したがって、質疑、討論については、後に進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

---

○副委員長（佐藤清吉） 次に、議案第207号平成24年度大仙市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）について を議題といたします。

当局の説明を求めます。山本土地区画整理事務所長。

○土地区画整理事務所長（山本伸夫） 議案第207号平成24年度大仙市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、ご説明いたします。補正予算書の51ページをお願いします。今回の補正は管理職手当でのカット及び人事異動等に伴う土地区画整理事業特別会計にかかる人件費について補正をお願いするものであり、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ511万3千円を減額し、補正後の予算総額を18億8,486万8千円とするものであります。それでは補正予算の概要について、事項別明細書によりご説明いたします。56ページになります。歳入4款繰入金は、一般会計繰入金として511万3千円の減額補正であります、歳出1款事業費は管理職手当でのカットや共済組合負担金率改正による減額の他、職員数が13名から12名に1名減員となったことなどにかかる職員人件費として511万3千円の減額補正であります。内訳といたしまして、2節給料は254万2千円の減額補正、3節職員手当等は88万円の減額補正で、4節共済費は、169万1千円の補正であります。

以上、議案第207号について、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○副委員長（佐藤清吉） 当局の説明が終了しました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（佐藤清吉） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（佐藤清吉） 討論なしと認めます。これより採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（佐藤清吉） 異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

○副委員長（佐藤清吉） 次に、議案第209号平成24年度大仙市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について を議題といたします。

当局の説明を求めます。足達水道課長。

○水道課長（足達 隆） 議案第209号平成24年度大仙市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、ご説明申し上げます。

資料No.3、補正予算書の71ページをお願いいたします。今回の補正は、定期人事異動に伴う職員人件費にかかる減額補正で、歳入・歳出予算の総額からそれぞれ326万8千円を減額し、補正後の予算総額をそれぞれ10億8,678万6千円とするものであります。事項別明細書の歳入から順に説明申し上げます。76ページをお願いいたします。4款・繰入金・1項・1目・一般会計繰入金は、326万8千円を減額し、補正後の予算額を5億5,857万6千円とするものでございます。次に、77ページをお願いいたします。歳出でございますが、1款・総務費は、326万8千円を減額補正し、補正後の予算額を2億3,805万2千円とするものでございます。内訳といたしまして、1項・1目、9事業 職員人件費は、給料197万2千円、職員手当等41万5千円、共済費88万1千円の減額でございます。10事業 一般管理費は、財源の振替でございます。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○副委員長（佐藤清吉） 当局の説明が終了しました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（佐藤清吉） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（佐藤清吉） 討論なしと認めます。これより採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（佐藤清吉） 異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○副委員長（佐藤清吉） 次に、議案第210号平成24年度大仙市公共下水道事業

特別会計補正予算（第1号）について を議題といたします。

当局の説明を求めます。岩谷下水道課長。

○次長兼下水道課長（岩谷友一郎） それでは引き続き、12月補正予算書の81ページをお開き願います。議案第210号平成24年度大仙市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、人事異動等に伴う職員人件費の補正で、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ51万4千円を減額し、予算総額をそれぞれ17億5,888万6千円とするものであります。86ページをお願いします。歳入・4款・繰入金は一般会計繰入金として53万8千円の減額補正であります。5款・繰越金は、前年度繰越金として2万4千円の補正であります。87ページ、歳出になります。1款・総務費・9事業・8名分に係る職員人件費は、人事異動等に伴い当初との差額477万8千円の減額補正であります。内訳としまして、給料147万7千円の減額補正、職員手当224万2千円の減額補正、共済費105万9千円の減額補正であります。次に88ページになります、2款・事業費・9事業・7名分に係る職員人件費は、1名増を含む人事異動等に伴い、当初との差額426万4千円の補正であります。内訳としまして、給料230万4千円の補正、職員手当75万3千円の補正、共済費120万7千円の補正であります。

以上、職員人件費は、1款・総務費及び2款・事業費にそれぞれ計上しておりますが、公共下水道事業特別会計の全体額につきまして、89ページの総括表をご覧ください。補正内容全体の比較増減として、職員数は1名の増、給料82万7千円の増、職員手当等148万9千円の減、共済費が14万8千円の増で、合計の51万4千円の減が、今回の公共下水道事業特別会計の補正額となっております。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○副委員長（佐藤清吉） 当局の説明が終了しました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（佐藤清吉） 質疑ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（佐藤清吉） 討論なしと認めます。これより採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副委員長(佐藤清吉) 異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○副委員長(佐藤清吉) 次に、議案第211号平成24年度大仙市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。岩谷下水道課長。

○次長兼下水道課長(岩谷友一郎) 同じく補正予算書の91ページをお願いします。

議案第211号・平成24年度大仙市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)につきましてご説明申し上げます。

今回の補正は、人事異動等に伴う職員人件費の補正で、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ582万8千円を追加し、予算総額をそれぞれ12億2,379万6千円とするものであります。96ページをお願いします。歳入・4款・繰入金は一般会計繰入金として582万8千円の補正であります。97ページになります、歳出・2款・事業費・9事業・10名分の職員人件費は、人員1名増を含む人事異動等に伴い、582万8千円の補正であります。内訳としまして、給料257万4千円の補正、職員手当等134万9千円の補正、共済費190万5千円の補正であります。

なお、本特別会計における職員人件費は、2款・事業費のみ計上しておりますので、98ページ、総括表の説明は省略させていただきます。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○副委員長(佐藤清吉) 当局の説明が終了しました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副委員長(佐藤清吉) なければ、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副委員長(佐藤清吉) 討論なしと認めます。これより採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副委員長（佐藤清吉） 異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○副委員長（佐藤清吉） 次に、議案第213号平成24年度大仙市上水道事業会計補正予算（第1号）について を議題といたします。

当局の説明を求めます。足達上水道課長。

○上水道課長（足達 隆） 議案第213号平成24年度大仙市上水道事業会計補正予算（第1号）につきまして、ご説明申し上げます。

それでは、引き続き、補正予算書の109ページをお願いいたします。今回の補正は、収益的支出における定期人事異動に伴う職員人件費の補正でございます。第2条につきましては、平成24年度大仙市上水道事業会計予算、第3条に定めた収益的支出の第1款・第1項・営業費用の予定額6億9,161万3千円から952万3千円を減額補正し、その計を6億8,209万円とし、支出の総額を7億6,845万9千円とするものでございます。第3条につきましては、予算第7条に定めた経費の、職員給与費から952万3千円を減額補正し、1億5,704万2千円とするものでございます。110ページをお願いいたします。附属資料の実施計画でご説明申し上げます。1款・上水道事業費用・1項・営業費用・1目・原水及び浄水費は、職員1名の減員に伴う職員2名分の給与費で823万2千円の減額補正。2目・配水及び給水費は、職員3名分の給与費で31万円の増額。3目・業務及び総係費は、職員14名分の給与費で160万1千円の減額補正でございます。112ページをお願いいたします。給与費明細の内訳でご説明申し上げます。当初の予定額から給料が523万円の減額、期末・勤勉手当等が66万5千円の減額、法定福利費が362万8千円の減額でございます。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○副委員長（佐藤清吉） 当局の説明が終了しました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（佐藤清吉） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（佐藤清吉） 討論なしと認めます。これより採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（佐藤清吉） 異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○副委員長（佐藤清吉） 次に、議案第214号大仙市低炭素建築物新築等計画認定等手数料条例の制定について を議題といたします。

当局の説明を求めます。佐藤建築住宅課長。

○建築住宅課長（佐藤喜八郎） 議案第214号大仙市低炭素建築物新築等計画認定等手数料条例の制定につきまして、ご説明申し上げます。

資料No.4の追加議案書の1ページから4ページをお願いいたします。合わせて、資料A3版横長の説明資料「建住-1」の2ページをお願いいたします。最初にこの説明資料2ページであります。本議案は、右側に書いてあります、「都市の低炭素化の促進に関する法律案」の背景といたしまして、東日本大震災を契機とする、エネルギー需給の変化や、国民のエネルギー・地球温暖化に関する意識の高揚等を踏まえ、市街化区域等における、民間投資の促進を通じて、都市・交通の低炭素化・エネルギー利用の合理化などの成功事例を蓄積し、その普及を図るとともに、住宅市場・地域経済の活性化を図ることが重要としており、「都市の低炭素化の促進に関する法律」（平成24年法律第84号）が制定され、これが平成24年12月4日から施行されたことによるものであります。

この法律の目的であります、二酸化炭素の排出の抑制と吸収作用を促すため、法案の概要といたしまして、この資料の黒丸で記述の三つが定められております。一つ目に国による基本方針の策定、二つ目に民間等の低炭素建築物の認定、三つ目に市町村による低炭素まちづくり計画の策定でありまして、このたび提案に関わる部分は二つ目の民間等の低炭素建築物の認定についてであります。ここにある「低炭素建築物」でございますけども、この法律によれば、「二酸化炭素の排出抑制に資する建築物」と規定されておりますが、資料の中段右にあります「認定イメージ」の図をご覧くださいと思います。民間戸建て住宅の例ですが、外壁・床・天井に一定の断熱性能の材料を入れ、窓を複層ガラスにするなどして暖房等の熱が逃げにくくするほか、加えて 太陽光パネルによる発電、高効率給湯の設備等

を設置して、更に省エネルギー化を図るものであります。その結果、石油、ガス、石炭など様々なエネルギーの消費量が抑えられるとし、その削減量が、これまでの住宅の基準値の10%以上になることが目安とされており、ひいては二酸化炭素の排出抑制に結びつくもの、これを低炭素建築物とするものであります。そして、このような民間等の低炭素建築物の認定につきまして、建物の外壁性能の向上、一次エネルギーの削減などについて計画されたものが、低炭素建築物新築等計画として、市特定行政庁に認定申請が提出されるものに対し、手数料を徴収し、それを審査して認定証を交付するものであります。このようなことから、このたびの条例の制定理由としまして、説明資料左の上段にありますけれども、都市の低炭素化の促進に関する法律の施行により、低炭素建築物新築等計画の認定を受けようとする者及び同計画の変更の認定を受けようとする者から、手数料を徴収する必要があることとあります。内容といたしまして、手数料の額が、左中段の表にありますが、一戸建て住宅の場合において、34,000円などでありまして、ほか、複合建物の区分により記載してあります。なお、資料にも記載しありますが、認定低炭素住宅につきましては、所得税・登録免許税の軽減、容積率の緩和の優遇措置があります。条例文でございますけれども、議案書の2ページから4ページであります。2ページの手数料の徴収第1条から、4ページの委任の第5条まで記載してありますが、条例中、第1条におきまして、低炭素建築物新築等計画に係る認定を受けようとする者から、手数料を徴収するものであり、その額は、別表第1記載の、34,000円などであります。

以上、大仙市低炭素建築物新築等計画認定等手数料条例の制定につきまして、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○副委員長（佐藤清吉） 当局の説明が終了しました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（佐藤清吉） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（佐藤清吉） 討論なしと認めます。これより採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（佐藤清吉） 異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○副委員長（佐藤清吉） 次に、先程、委員会で話し合われました議案第202号神岡中央公園等の指定管理者の指定について を再度議題といたします。説明の方は、新たになにか課長の方から説明がありますか。はい、課長。

○都市管理課長（井関由紀夫） ただ今資料を配付いたしますけれども、まず一つ目の資料としては大仙市指定管理者選定委員会の名簿でございます、それから二つ目として大仙スポーツクラブが事業を行うにあたって、自ら行うもの、それから専門知識等が必要で再委託するものということで事業を計画しておりますので、その表をお配りいたします。2枚目の方に応募説明書22ページでございます。ただ今配りました資料2枚目22ページをご覧ください。大仙スポーツクラブが指定管理するにあたって22ページ下段の方に自ら行うということがかっこ1、従業員による維持管理施設の一覧が掲載されております、これを見ますと20以上の点検、清掃、雪囲い、除排雪等の業務を行うといったことでございます。次のページ23ページの方をお開き下さい。こちらにつきまして（2）でございますけれども、専門知識、資格等が必要な業務に関しては再委託をおこないながら、業務を遂行していくということで考えておられるようでございますけれども、再委託者に関しましては、これまで指定管理する前、平成21年度以前から大仙市でも業務委託しておりました地元の業者に継続して委託をしていきたい、そういうことで地元の雇用も守って行きたいということで考えられているようです。1番から19番までございますけれども、19番の清掃業務に関しては、これまで平成24年度までは太平ビルサービスさんが自ら行っていたところを協力会社のサンアメニティさんが行くと、新規の契約なるといったことございますけれども、こういったように業務を自ら行うもの専門分野に関しては再委託しながら業務を遂行していくということで計画してございます。指定管理につきまして、神岡支所の農林建設課長の方から補足説明もいたしたいと思っておりますけれどもよろしいでしょうか。

○副委員長（佐藤清吉） はい、今課長。

○神岡支所農林建設課長（今 辰雄） 支所の農林建設課の神岡支所の今といたしますけれども、よろしく申し上げます。あの神岡地域の公園施設3つについて、今回お願いしておりますけれども、先程課長が申し上げましてとおおり合併前からこの3公

園施設については支所のといいますか、神岡町の直営の施設として、今言ったように長年その業務にたけられた方々を主流にいたしまして管理してきたところでございます、今回は公園施設についてはことらの所管、それから体育館とかテニスコートというような部分については教育委員会のほうで管理、今回条例の分けて考えておりますけれども、いずれ我々も指定管理なる時にですね、太平ビルさんには十分そこらへん地域雇用、それから今まで市で町で直営でやってきた場合の注意点等について、さらに強く呼びかけながら、いままでやってきた、今回指定管理者の3年の指定管理を過ぎましたところで今回3、三つの団体がこの指定管理について手をあげてございまして、この3者によるプレゼンテーションが行われまして、それぞれの発想のもとに指定管理を行うにあたっての説明を選定委員会の場所で行っております。先程からも申されておりますけれども、全然経験の無い、こういう団体に委せてもいいのだろうかという一つ懸念された点が選定委員会でもあげられました。地域に根ざす利用者の立場であった方々の集まりでありますけれども、大仙スポーツクラブなんです、昨年の大水ついたときの教訓をもとに、それなりにこのスポーツクラブの面々の中にはノウハウのある、たとえば重機うごかせるとか、それから管理農業部門とか、動物とか、いろんな面で長けられた方が会員の中におることとございまして、そういうノウハウを生かしつつ、地元で生きて、存在する法人として、いくらかでも、その地域に貢献したいという熱意があった訳です。選定委員会でもいろいろノウハウのない法人にこういう業務を委せてもいいのかというようなことも再三申されましたがやはり地域の団体を指定管理において地域民と連絡をとりつつ、なおかつ市の行政とも手を携えながらやっていくということもひとつの地域の一つの結集の表れではないか、そういう面で頑張っていたきたいと、とういことをいろいろ選定委員会でも揉まれました。このスポーツクラブなんです、実際の管理にあたっては地域民との管理組織、運営についての丁寧な発言なりを尊重しつつ、やっていくということも申されておりました。いずれにしても初めての団体でございますので、われわれ地域支所ならず、本庁の関係する課においても適切な指導、助言をしていかないと、もしもの場合一番被害を被るのは地域の住民でございますので、そういうことのないようにわれわれも一生懸命、そのことに運営なりに参画していきたいというふうに、市長とか関係の方々より指示を受けております。以上です。

○副委員長（佐藤清吉） 当局の方から、あらたまってまた説明を頂きました、このことについて何か質疑ありましたら。はい、橋本さん。

○委員（橋本五郎） これ、午前中やってて、われわれの方は3,000万ちょっと、いま教育民生でもこのことで、かなり議論して、まだ結論出てない状態、ていうことは合わせて1億2千万くらいの5年契約でね、全体のこれがこの、まったく素人が請け負うと、指定管理を受けるといことなんだよな、正直いってな、そのとおりだと思う、んだからやっぱりなぜ、ここでこのような意見が出るのかというふうな、やはりあのスポーツクラブの本来の目的というのが、はきちがいしてるんだよ、地域に貢献するということは、こういう指定管理を受けて初めて事業に参画していくのがスポーツクラブの目的なのかというのが、わたし自身はな、んだがら、笹倉公園だとかそういうのは分けて、テニスコートだとか、運動公園だとか、グラウンドゴルフ場だとか、そういうのはできえると思う、正直言って、やっぱりそこなんだ、1億2千万ぐらいの5年間の契約の中で、まったくの素人がこういうのを請け負って、まったく下請にさせるということなんだよな、せば指定管理というのはなんなのかということだ、やっぱり行政では地域住民の安心をして、この施設を利用していただく、そういうメンテナンスをもったプロの方々にお任せをして、行政はまずまかせておくというのが、本来の指定管理だと思う。そこなんだよ、はきちがいしているのは、そこがちょっとおかしいのではないのかな、ちょっとところでね、おかしいと思うんだよ。んだからあの、これであなた方が良しとして、やらせてみると、たまに職員方がパトロールして指導していくと、まったく違う話なんだよ、なぜそういう人方を育成していかねばねのがという、別の面だと思うんだよ、やはり地域の人を雇用してもらえば、そういうのを請け負った業者に対して条件を付けて、こういう人を使ってくださいよと、それぞれの仕事の職種によって違うと思うんだけど、そのほうがやはり地域雇用ということで、大いに利活用できえると思うんだよな、なんとまったくこれ見れば下請けさやらせてるんだもの、んでねしか、自分達では何をやって、せば何となる、たまに行って掃除したり、掃いたりする程度でしょ、これから見ていけば、やっぱりそれぞれのプロの目から見た技術的なあれも、笹倉は必要だと思うんだよ、ただおれ動物好きだから、それで良いとか、そういう問題でねんだよ、責任を持ってその施設を管理していただかなければいけないんだもの、んだからそれぞれの地域の各支所でもいろいろな、やはりあの指定管理をさせて今いるんだけれども、やっぱりそういうのさ重点をおきながらやっていると思うんだよ、その利用する立場から見て安心をして安全なその場所を利用していただくというのが、もっともこの提供の指定管理の目的だと思うんだよ、そこどう捉えていくのだがということ。

○副委員長（佐藤清吉） はい、井関課長。

○都市管理課長（井関由紀夫） 指定管理するにあたりまして、以前は市直営で管理していたわけですがけれども、市直営といたしましても、自らやれること、それから専門的な分野でいきますとやはり委託をそれぞれ分野別に委託をしながら管理をしてまいりました、しかしながら今般地域にございます施設をトータル的に考えたときにそれぞれを個別に管理をして進めて行くのではなくて、トータル的に施設を管理をお願いしていった方がよりその指定管理者の運営方針に基づいてやった方がより施設が有効に活用できるのではないかとといったことから指定管理制度を導入いたしましたとおこなっていかうとといったことをございます。ただその指定管理者につきましても、どちらかといいますと、指定管理者自らが行う業務もありますでしょうけれども、やはり専門的な知識を持った分野とか資格がなければできない消防設備点検といった分野につきましても、再委託なるわけですので、そういったようなトータル的にコーディネートしながらやっていくといったのが指定管理者制度でございますので、そういったことから指定管理者制度の導入となったということをございますので、その辺ご理解をお願いしたいと思います。

○委員（橋本五郎） 課長さん、今あなた言ってるのと、本来の指定管理のあれとはまったく別だよ、今これとは、なにもメンテナンス持ってない、経験者もない人方、今、これを指定管理受けるんだよ、本来であれば、指定管理というのは、やはりその道にプロの方々を選ぶべきものが本当だと思う、でしょ、安心して委せられるんだもの、納得することをこれから育成していくんだもの、ね、んでねしか、その違いがあなたとわれわれと違う、んだがら地場の仕事を雇用していただく、それは当然だよ、それは条件としてなんぼでも使うにいい、雇用していただけるからそれは良いんだよ、そういう全くの素人が経営感覚も持たない人方の団体が集まって、総体的神岡の1億2千万近い5年間の金を動かす、あの施設を運用するということなんだよ、なぼ下請けさ皆やらせるからって、せば始めからちゃんとした会社に委せた方が、行政としては安心でね。

○副委員長（佐藤清吉） 井関課長。

○都市管理課長（井関由紀夫） ただ今のご意見として、直接市が専門分野の業者の方に委託した方が行政としてより良いのではないかとのご意見でございましたけれども、大仙市としてはこれまで平成21年度まではそういった形で行ってまいりましたがけれども、22年度以降からは指定管理者制度を取り入れまして地域の施設全体を管理していただくといった方針といたしましたので、その辺のご理解をお願い

したいと思います。

○委員（橋本五郎） あなたとおれなんぼお話ししても、堂々巡りなようなんだけど、ものが違うんだ問題が、指定管理、いまそれぞれのあれで、いまいろいろなやはりあの公共施設、指定管理を受けながら一生懸命黒字出させよう、赤字のもの、黒字出させようとして今、競争しているな、それはなにだがというやっぱりプロの感覚のまなぐの中で経営をもっていくから黒字に繋がっていくのよ、全くの素人ではよ、おらみてたものの商売感覚を持てたって持てる訳もねんだから、それと同じでさ、やっぱり玄人の目の中でやはり安全な施設をやっぱり運営をしてもらうのが、行政としてはおれはあとでいろんな事故がおきた場合でも、そこは事故がおきないようにしていくのがプロなんだもの、それぞれのその技術的なもののあれを、なんといままでまったく経験の、何回も同じ、経験の無いものが5年間で1億2千万の金を運用する、して、ね、してまったく下請けをさせて、せばこれからもどんどんそういう指定管理の形を作っていく気なのだがということ、今回これをわれわれが認めてしまえば、次から次へとこういう形ができてくるしよ、次から、おれだってやれると、今退職してなんも仕事ねがら、4, 5人して組んでやってみたらえべ、してなに丸投げして、あの下請けさせたらえべせ、というのを出てきたらどうする。

○副委員長（佐藤清吉） はい、児玉さん。

○委員（児玉裕一） 課長あのよ、これ全部に、どっかこう分けて指定管理させるということできねもんだが。これ全部あの神岡のもの丸投げしていえばいいんだが、全部、こういうスポーツセンターがくるめて今発注したところだべども、これを分離してよやれば、あたりとしては、例えば難しいところあるね、これみればたいがいこう再委託させてるみてたから、そのあたりはまずよ、まだそなたに遅くね訳だから、それでやれば納得するんた感じも、でてこねもんだが、このあたりなんただげ。

○副委員長（佐藤清吉） はい、井関課長。

○都市管理課長（井関由紀夫） 今、児玉議員の言われたような方法もあったかとは思いますが。ただ今現在としては、全、一つ神岡地域の施設全体ということで募集いたしまして、そして結果としては選定委員会にかかってNPOの方を選定しているといった状況でございます。

○副委員長（佐藤清吉） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤隆盛） 今の笹倉公園のとこだども、たとえばこの資料渡した中で遊具の設備点検、これは委託せば、まずそこで見るべども危険な事故おきれば、市さはなんも関係ねもんだが。もう一回いいか、委託すしべた、して指定管理者委託して、

このオサムインクさんでまず遊具点検するしべた、委せてるべた、これ市のことは分かるんだよな、市だということ、だってこれ指定管理者として出すしべた、して直す、悪ば直す、それからもし事故おきれば、それはどこの責任なんだ、責任はい、保険でなにかやるかもしれねけど、責任範囲はどこさくる。

○副委員長（佐藤清吉） 課長。

○都市管理課長（井関由紀夫） あの事故の事案によって違うかと思います。

○委員（佐藤隆盛） んだからこわれた遊具、点検ミスだわけよ。

○都市管理課長（井関由紀夫） 点検ミスということ。

○委員（佐藤隆盛） 結局OKだと言ってで、それだとして不測にケガしたと、せばそれどこよ、市だか、指定管理者さ、の責任だが。

○都市管理課長（井関由紀夫） 点検ミスに係わる事案であれば、点検者の責任になるうかと。

○委員（佐藤隆盛） 市さ一切、関係ねということだな。

○都市管理課長（井関由紀夫） と思います。点検によってその施設が、要補修等の判定が下された場合に、その補修がされているか、されていないかで、されていればまず遊具に関しての責任は市には無いかとは思いますが、そういったふうにならばちょっと事案によって。

○副委員長（佐藤清吉） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤隆盛） なに言いかといえ、検査するんだと、してこういうことあったんだよな、検査せば、安全をきせば、すこしぐれ危ねったて、どんどん取り替えてよ、とりけるってが、たとえばよ、安全を考えれば、少しぐれ危ねってばおかしども腐れ具合で、たとえば、ブランコでいえば上の方だごで、危ねなばすぐ取り替えると、そういう費用っていうのは、まず指定管理者でもっていくべども、んだとってへだいたい点検する人方はどっちとるかってば、まず指定管理者の方ではだで、なんていうかな事故おきた場合とそれから業者というのは、どんどとつけでんだと、事故おきればおっかね、その点検業者は、そういう中の点検料っていうのは指定管理者で払うんだしべ。（はいと返答あり）それともう一つ、それとそれいま指定管理者さ点検を、市では確認、それこそ丸投げでねぐ、指定管理者さ点検記録とかあるものは、市でも管理、見るすべ、やったかやねがって、んだしべ。

○都市管理課長（井関由紀夫） はい、見ております。

○委員（佐藤隆盛） んだよな、わかった。もう一回そのあたり。

○副委員長（佐藤清吉） はい、井関課長。

○都市管理課長（井関由紀夫） 遊具に関しましては、点検業者に委託いたしまして、点検していただいております。その中で判定が出されます、少し補修すればいいもの、全部とっかえなければいけないようなもの、A～Dランクまでで判定されます。その判定によりまして、軽度のものであれば、修繕費、指定管理者の事業費の中にいくらかの修繕料が盛り込まれておりますので、その中で修繕していただけるものは、やっていただくと、いうことになっておりますし、使用に耐えないような判定がだされた場合は、使用中止にいたしまして、設置者が市でありますので、市の方で修理するなり撤去するなり、そういったことになるかと思えます。なります。

○委員（佐藤隆盛） 普通の公園は今言ったとおりなんだ、そこ分かってるんだ。

○都市管理課長（井関由紀夫） 指定管理者についても同様でございます。

○副委員長（佐藤清吉） よろしいですか。はい、佐藤委員。

○委員（佐藤隆盛） せば、結局は、市になっちゃうしね、今の説明であれば、指定管理者制度さやって、渡したら、どこまでもそのここで補償してやるってばおかしでも、対応してもらわねばおかしんでねがなと。いまいち分かるんた分かねんた。事故とか起きたときなんとするんだ、ただ遊びの中で、いろいろ危険性あるべた、んだがらこれこの笹倉公園というのは非常に、ほんとに今言ったとおり難しいんでねがなということを感じてだし。まずそれ以上だいたいです。すみません。

○副委員長（佐藤清吉） はい、ほかに。はい、高橋さん。

○委員（高橋幸晴） いまこの渡してもらった資料で、再委託業者が1番から19番まで、この人方ていうのは、いままでと違う業者さんはいますか、それとも同じ業者さんが再委託されるのかとかちょっと。

○副委員長（佐藤清吉） はい、井関課長。

○都市管理課長（井関由紀夫） 19番以外は全部同じ業者でございます。

○委員（高橋幸晴） このスポーツクラブつうのあの、いわゆるいろいろな所でも業務委託、いわゆる指定管理をやっているところは数あります。あります他の方でも、ありますあります、で、そういうところを見てますと、やっぱりそのスポーツクラブが利用しているところ、あるいはその周辺のところ、おもに管理をしてるわけすよ、それはわたしそれでいいと思います、今回の場合はちょっとそのあまり大きすぎるといふうに、これだれみてもそう思っちゃうだしな、ですから選定委員会の時にもいろいろ出たらしいですけれども、やっぱりこのスポーツクラブとして、徹する範囲の指定管理をやらせるべき、それが自然の考え方だと思う、他の方でスポーツクラブでやってる管理も、そういう状況だと思うんだしよ、ですから明らか

に範囲が大きい、ただ、いま再委託の業者さんが、今までと同じようなそういう方々がやられるということだから、ま、名前が変わったというふうなことに考えられることもできるな、今ずっとやってきたことが、やることだからしな、んだから、そこら辺の考え方で今までやってきた人方がやるということだから、そうは心配しなくてもいいんでねがなと考えられる、ただ、やっぱりスポーツクラブつうことの範囲というのは超えてると思う、超えてる範囲だと思うからしよ、この後こういったことは注意していかないとだめなんでねがなと思う。んだからまず再委託業者さんがずっといままでやってきて慣れてる人方がやられるということだから、そう心配ではないんでねがなと思う。

○副委員長（佐藤清吉） 答弁はいらねしな。ほかに質疑ございませんか。はい、千葉さん。

○委員（千葉 健） ちょっと確認するために、わたしも資料見ねできてしまって、流れの中でぱっとみて、おやっと思って質問してるから、ちょっと一貫性の無い質問して申し訳ねすども、この大仙スポーツクラブの設立年月日、平成22年9月30日なってるようだけれども、たとえば神岡体育館、それから神岡野球場、中川グラウンドというのはあれだし、スポーツクラブでいつから管理しているだこれ、それとも今回が初めてだが、そのあたりちょっと教えてみてけれ。設立年度。

○副委員長（佐藤清吉） 井関課長。

○都市管理課長（井関由紀夫） 大仙スポーツクラブが施設管理をするのは、これまで行ったことはございませんで。

○副委員長（佐藤清吉） はい、千葉委員。

○委員（千葉 健） 今あの高橋議員さん言われたように、スポーツクラブとして例えば、使うサッカー場とかグラウンドとか、そういう部分をいままでやってきた経験があると、だけれどもあの今回さっと領域ちょっと広げてしまったってぐれだば、まず領域の問題でこの指定どうのこうのっていうわけでねども、なんにも経験ねくてよ、橋本委員言ったように年間2,370万の指定管理料の中で、委託料は再委託する料金はけっこうだしべた、ノウハウがなんもねくて、こんだ範囲さらに広げて、それで管理するなんてのはよ、おれは本当よ議論の余地ね、はきりいって、たとえば、なんぼか経験有れば高橋委員さんの言うように、まずいままでさっとグラウンド管理やってきた経験あつてな、なんぼが毛はえだつていうことだば許せるどもよ、それからちょっとおれははっきり言うども、この26ページ指定管理者団体の申請書類の26ページのところにパークマネジメントの確立ということで、計画、実行、

評価、改善サイクルによると書いてるんだけど、そうするとパークマネジメントの評価つうのは、なんもこの、NPOスポーツクラブなんも評価受けることできねがたんだべこれ、なんとなんだ、何も評価も受けねで、そういつてこういつて範囲広げてもいいもんだが、これちゃんと書いてるほら、パークマネジメント、計画、実行、評価、改善、書いてるよ。

○副委員長（佐藤清吉） はい、井関課長。

○都市管理課長（井関由紀夫） 大仙スポーツクラブのこれまでの施設管理に関しての説明なんですけども、ボランティア的にサッカー場を使ったりとかしたときに、するときにそういったあの利用者として自ら管理すると、そういった経験はしてございます。当然かと思えますけれども、そういった管理経験はございます。それと2問目の、二つ目のご質問ですけれども、このパークマネジメントの確立といったことに関してでございますが、これに関してはこれから管理運営をしていくに当たって、こういったのをやっていきたいということですので、やったことがない、これからやることですので。

○委員（千葉 健） 要は指定管理者が再更新、更新するかしねがというときは、計画、実行、評価して再更新するかしないかということで、入っていくことだべた、なんにも経験無くて評価するものもなんもねくて、範囲はこんなどでんと大きくしてよ、そういつて確かにそれは丸投げせば地元雇用になってるべしよ、おかしくねが、んだから、おめだは、従業員計画してやって、おめださ難儀かけて申し訳ねどもよ、計画立案したもんだから、なんとしても委員会通さねばねためにせ、資料だけでも数字合わせの答弁してるしかわれわれにはみえねんだよ、これから橋本委員さんも言ったけども、大仙市の指定管理者の制度について、例えば荒川会館の管理がどっかの自治会で管理するのと事違うんだよ、5年間で1億2千万以上の指定管理料入ってくるんだしべた、それから貴方が言った答弁の中で24年度は803万の指定管理が今度は620万となってるんだけど、あの、なんかあえだね、指定管理料3つ合わせれば、この計画書な1千万超えてるね、そして再委託料が3施設で500万の再委託料なってるんだけど、ちょっと、わたし説明した数字と違ってるとも、そこなんとなんだ。

○副委員長（佐藤清吉） 井関課長。

○都市管理課長（井関由紀夫） ページ7ページの内の公園関係につきましては、まず中央公園と笹倉公園にそれぞれ243万8,937円と笹倉公園424万2,710円でございます。それで、中川原コミュニティ公園に関しましては、このコミ

ユニティ公園に記載の金額につきましては、スポーツ施設といったことの方へ含まれておりまして、それでうちの方の管轄としては、このあの、金額としてあげておるのは中央公園と笹倉公園のトータルでございます。中川原のコミュニティは金額が少ないために、限度額を金額の方を0で計上しておりまして、うちの方の所管として計上させていただくのは、この中央公園と笹倉公園の分でございます。

○副委員長（佐藤清吉） はい、千葉委員。

○委員（千葉 健） たとえばこれ、スポーツクラブが受けると前提にして、応募説明書を見てるんだけど、さっき佐藤隆盛議員言ったように、保守点検料で、なんか事故あった時に当然、保険で対応しなければできねことなんだけど、ここにくる保険料というところ見れば、なんも、保険料ゼロなってて、神岡球場だけ保険料入っているども、あとのこの保険料というのは計画の中になんもねんだが、なんとだ。

○副委員長（佐藤清吉） はい、井関課長。

○都市管理課長（井関由紀夫） この直接保険料としてあがってくるのは、神岡球場だけなんですけども、再委託している部分の中で、その委託の中に保険料が含まれているものもございまして、ここには直接数字的に上がってきていないところがございます。

○副委員長（佐藤清吉） はい、高橋委員。

○委員（高橋幸晴） また、同じようなこと話すんですけども、再委託で19ある内の19番目、清掃業務が変わったと、この清掃業務というのは、変わっても大した影響は無いというふうに思いますし、われわれ所管するこの建設委員会にある笹倉公園、神岡中央公園、中川原コミュニティ公園、これに関しては、すべて今までやられている委託業者がずっと続けてやると、この後もやるということで、今まで慣れてる委託業者な訳ですので、まスポーツクラブということで、ちょっと不安なところもありますけれども、私はそう心配することでもないかなと感じました、この資料見て、ですからこの後、こういった指定管理業者を選定するにあたっては、今日本当にいろんな意見が、多くの意見が出たわけなので、それを十分、この後しよ話してもらって、注意してもらうようお願いしたいなと思います。以上です。

○副委員長（佐藤清吉） はい、橋本委員。

○委員（橋本五郎） かんぐる訳でねけれどもよ、これを指導したのが神岡の支所だが、こうしてあなた方団体にやった方が、神岡さも金落ちるし、あなた方スポーツ

団体さも金が落ちると、この金でスポーツ普及に使ったほうええあでねがど、いう  
そういう指導したのではねが。正直いって。

○副委員長（佐藤清吉） はい、今課長。

○神岡支所農林建設課長（今 辰雄） あの、公募かけましたので、われわれが行政  
として、その団体に手を挙げた方がいいのではないかとか、そういうことは一切あ  
りません。公募ですから。

○副委員長（佐藤清吉） 橋本委員。

○委員（橋本五郎） ンだけれどもよ、何回とくでぐ言うわけでねけれども、5年間  
で1億2千万の金を動かすだけの、そんけのノウハウを持っていない団体がよ、手  
を挙げるっていうことはよ、普通の、この今大仙市始まって以来だと思ふんだ。こ  
ういうケースは、ただそれをわれわれが安易に受け止めて、良いですよと言え、  
あなた方うんと良んだけれども、万が一のことを考えて、それから今後のこういう  
指定管理がどんどん増えていく、神岡のあのときそれで通ったからいいべせ、反対  
する理由は何もねなくなってくるから、それで今後の指定管理の、あなた方審査す  
るに支障がなければいい、そこなんだ、あなた方に言わせれば、なにそんたに五郎そ  
んたに、先のこと懸念してやらねたて心配しねたってなんてもねど、そう思ってい  
るかもわかねども、やっぱり我々は万が一のこと事故起きた場合、笹倉特になんだ、  
公園だからな、子ども方遊びに行くから、動物もあつたし、そういうことそれを一  
番懸念しているんだ。他の体育施設だとか、運動公園だとか、これはできる、ちょ  
っと手加えれば、それだけなんだ一番の危険を伴う指定管理の中でだ、それを心配  
してるんだ。

○副委員長（佐藤清吉） はい、田口部長。

○建設部長（田口隆志） 確かにこの指定管理、私もあのちょっと規模が一般の方々  
のスポーツクラブとしての指定管理者としてのちょっと規模が大きすぎるんでない  
かというのは感じはしてます。ただあの一定の公募の条件に従って公募されて、こ  
のように3者あつたということですけども、その中で選定委員会、選定委員のメン  
バーの中で検討していただいてまず第1優先契約者ということであげていただいた  
ことなので、われわれとしてもあのそれを尊重せざるを得ないという実際のところ  
あります。確かに選定委員会の中でもその実際やっっていけるのかというそういうい  
ろんな疑問点が出て議論したという話も聞きましたので、そのプレゼンテーション  
なり全部やったはずですので、その中で委員の皆さんがやれるだろうと判断してい  
ただいたことだと思ひますので、まず我々はそれに従って、指定管理をお願いする

ということで、すすめるしかないのかなということで、説明させていただいてるところです。ただあの橋本議委員の言うとおりに、他の地域でもせば、われわれもやりたいやりたいというところが、沢山出てくる、これおおいにあると思います。これについては、もう少し市の方で指定管理というものをしっかり考えなければならないんでないかなとわたし本当は思いましたけれども、ただ今回だけはこれは、ルールに従ってここまで来てしまったものでありますので、やはりわれわれとしても、なんとかそれお願いしたいということです。ただあの今後は十分あの選定委員会の方にも、この旨お伝えして、今後はこういうケースでどんどんこういう状態が増えるようなことの無いように、もう少しルール作りをするべきではないかというようなお話しは申し入れはしたいと考えております。なんとかよろしくお願いしたいと思います。

○副委員長（佐藤清吉） 橋本委員。

○委員（橋本五郎） 最後にひとつ、指定管理、旧町村で一括をしてやるつうこれ初めてのケースなんだし、今度ほかでも旧町村で一括して発注したほうがいいあねがと、いろんな施設のね、それは合理性をみれば、うんとえんだよな、正直いって、だからそういう今後そのような形の中で、今回、形の中で、それを前向きに取り入れをしていくつもりなのか、最後に1点お聞きいたします。

○副委員長（佐藤清吉） はい、田口部長。

○建設部長（田口隆志） これあの選定委員のみなさんとも話し合いの場、機会1回もたなければ、あまり言われたいことではあるけれども、私個人としては、こういうかたちというのは、あまり良くないではないのかなと実は感じます、やっぱりある程度きっちり管理していただくためには、それなりのノウハウはもちろん、あっていただけではないし、この団体そのものも、ずっと継続できるような団体なのかどうかというこれ非常にあのNPOの聞こえは良いんですけども、会員がいなくなればもう無くなってしまいう団体です。そういう団体にそういう指定管理委せていいのかというこれ、まず原点から考えますと、一番問題なるような気がしますんで、私としてはあのこういうありかたつうのは本来進むべきでないというふうに感じているところです。これ私個人の考え方ですので、これからうえの方にもお話しして、こういう選定委員会でも、もう一度、その点について議論していただきたいなと感じているところです。

○副委員長（佐藤清吉） はい、橋本委員。

○委員（橋本五郎） NPOのこの法人のよ、資本金なんてゼロだしべ、正直言って、

ここに会員が20何人いる、せめて1万円ずつでもだしてせ、おらもやっぱり責任持たねば、責任感つうのは持ってもらわねば困るだお、1万円ずつでもわれわれは資本金として出すと、せば20何万集まる、やっぱりそんけの責任というもの持つようなな、なんと資本金ゼロでよ、5年間で1億なんぼの金をちよすあだしよ、これもいままでかつては無いと思う、この指定管理の中でな、こういう業者に対して、そこもあなた方やっぱり指導していった方ええがでねが。

○副委員長（佐藤清吉） はい、今課長。

○神岡支所農林建設課長（今 辰雄） 選定委員会の席上でも、あんた方資本金もなんも無いのになんでこんなことやれるのということで、強く出資金なり、会員に諮って、やっぱり責任ある団体になってほしいということで、強く指摘されておりました。それを申し添えておきます。重々分かってると思います。

○副委員長（佐藤清吉） 今あの田口部長の話しあったように、やはりこれあの上部の方、いわゆる選考委員ですか、選定委員会、そっちの方に話通してもらいながらも、かつまた、副市長、市長に対してもですな、こういう意見があったんだよと、これではまずいんではないんですかと、はっきりした中で話をしてもらって、この次からはちょっともっともっと、我々が見て分かり易いような形で出してもらえればと思いますけども、いかがでしょうか。

○副委員長（佐藤清吉） はい、千葉委員。

○委員（千葉 健） あのと何回も言うども、あのスポーツクラブだべた、そうやって、非営利団体そして資本金ゼロ、だからはっきり言えば、グラウンド、テニスコートとか、体育館それはいいのよ、な、丸投げしても、丸投げしてもだで、再委託しても、だけれども公園管理まで手広げて、それも丸投げ、それを市ではな、そうだと、そうだっていったって地元雇用の下請けの人達がたしかに稼いでいるのは事実だ、だって本来の主たるNPO法人はただ、ペーパーカンパニーだべたおれに言わせれば、逆にいえばな、ペーパーカンパニーを育てて、指定管理者制度は正当化していいんだが、おれ言いてじは、それはこれ運営委員会の人達もだ、おれは言いたくねでも、だまって市からだされれば、何もものいわね人もいるよこれ、言う人って大体きまっているもの、それどて前後して委員会ではそういうふうにして許可になって市で出てきたやつさ、だれこの人達で文句言える人いるってよ、そいって委員会通ったからは是とするっていうことは、ほんとにんだがら狂ってるんでねが。おれはこれさは反対するよ。おれは委員として、やっぱり最低限、この公園をはずして、公園は分けてグラウンドの方いいよ、そいうって児玉委員言ったように、そんた

やりかたなばまだえ、児玉委員の言うようなやりかた賛成するどもよ、んでね限りこれさは反対する。まずそれだけだ、あとと言わね。あと、進めてけれ言ったからあと。

○副委員長（佐藤清吉） 他に質疑ありませんか。はい、高橋さん。

○委員（高橋幸晴） いろいろ厳しいところまで来たんだども、やっぱり神岡支所でしよ、きちっと5年間監督指導、責任もってやる、それから井関課長も、そこで間違いないように責任もってやるということで今回はおれは、やらせてもらってもいいんでねがなと私は思うんだけど、きちんと責任取ってやると。

○委員（橋本五郎） わたしはあれだ、あのやっぱり、笹倉とか、あういうな危険を伴う公園は、メンテナンスを持った人に管理をしていただくと、あとのこのスポーツ施設なば、それぞれのこの団体でもできるべども、やはりそこ分離をして、また再度出していただきたいと。

○副委員長（佐藤清吉） いろいろな意見出てますけども、いずれあの分離して、分離をしながら指定管理をやるべきではないかという声大きいようです、いずれここで、討論に入るといふそのものよりもですね、いろんな意見が出てきてますんで、私から言えば変なんですけれども、できれば田口部長言ったような、今後は特に気を引き締めて、変えていくんだという、そういう体制にもっていければなというちょっと感じはしてますけども、いずれそれは、私個人の考えなんですけども、まいずれあのいまここで、質疑については、終結いたしたいと思います。

これより討論をおこないます。討論はありませんか。

○委員（千葉 健） んだがら、橋本委員と私と分けてやるべきだというのが討論だべし、高橋議員さんはよ、まず責任もってければと、そういう討論だよな。あと決とるしかね。

○副委員長（佐藤清吉） そうすれば、だいたいの意見が出てきましたんで、討論はこれで終わるといたしまして、本件については挙手によって採決いたします。本件を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

はい、賛成少数であります。（賛成2、反対3）よって本件は否決すべきものと決しました。

暫時、休憩します。

休 憩 14 : 25

再 開 15 : 29

（説明員退席）

○副委員長（佐藤清吉） 休憩前に引き続き、委員会を再開いたしたいと思います。

ちょっと先程の202号、議案202号。

○委員（橋本） 再開してやってるのだが。

○副委員長（佐藤清吉） 再開して

○委員（橋本五郎） 休憩して事前に説明してからやった方がいいんでねが、なんだ。

○書記（堀江孝明） 会議録を残すべきだということ。

○副委員長（佐藤清吉） それである、そのような話なんで、休憩してやってもいいかなと思ったんだけど、そういう話のようなんで、前回、この前、先程の議案第202号の神岡中央公園の指定管理者の指定ということで、否決ということになったところです。しかしながらあの、いろいろな執行部の方もなんか想いがあるようございまして、いずれあの、先程わたしも下の方に行って、副市長とか総務部長と話ししてきたんですけども、まずいずれ私の方としては、今のスポーツのあれを外してもらえれば、それだけで後は新しい指定管理はこの後に決めてもらえればいいんだと、それなればいいと思いますよと話して来たんだけど、まずいずれそのいままでの経緯についても、副市長もまた総務部長も選考委員の委員になっておりすんで、そのいきさつも知ってもらいたいと話したいと、その中で結論出してもらえればなという話です。いずれにしても、まず最悪、この債務負担行為については、今のこのまま採決しても大丈夫なようです、問題は202号の単行案、これだけが問題になると思いますので、それについて、皆さん方からこう意見をききながら、そしてまた、副市長とか総務部長が、その件について説明があろうかとおもいますので、その中で判断してもらえばと思いますんで、その件をお願いいたしたいと思ってます。

○委員（千葉 健） はい、わかりました了解。

○委員（橋本五郎） せば、202号だけの単行案を取り下げること。

○副委員長（佐藤清吉） 202号を取り下げなくて、これはこれでまずここで再度、審議してもらおうと、先程、否決となったんだけど、なんとかそれをお願いできないかというのが、ひとつ考えなんだけど、その中でとりあえず、副市長と総務部長は、今までの経緯経過について、ちょっと覚えてもらいたいと、ただあの負担行為伺いについては、これは普通に進めていってもやぶさかでないということで、そういう形のようなのです。

○委員（橋本五郎） したどもよ、われわれ委員会としての、やっぱりあのわれわれ

さっき、笹倉だけを指定管理を別にして、その後は別個にせば認めますということ、だっている、副市長来て、総務部長来て説明して、いままでのいきさつまた説明させてよ、せばおらだ意見変えるがってば、おらは変えねよ。

○副委員長（佐藤清吉） いずれあの、その中でどうしてもだめであれば、だめだなりに、202号については、202号案件については、やっぱりこれの分については、取り下げなるのかな、そして再度結局、次回の議会かな、その時新しい指定管理の業者を選定して出すと、そういう形なろうかと思えます。ただいずれにしても、まずいずれ副市長と総務部長から話を聞いてもらって。

○委員（橋本五郎） われわれだって、やっぱりそうなまやさしいことで、こういう単行案に対しての意見だしてる訳でもねんだもの、これからのこの大仙市のこういう指定管理のあり方とか、はたしてこれでいいのだがということ言ってるのであってよ、それをいま副市長来て、総務部長がいままでの経緯しゃべって、こうだとかっていう、それにまるめられるようなわれわれではねってということなんだ。

○副委員長（佐藤清吉） 逆に考えればよ、いまの言った言葉を、やっぱりあの副市長でも、話してもいいと思うし、いまのこの決まったこと変えれというわけではねと思うし、ただわれわれはこういうことなんだよということを副市長さでも、はっきり話してもらったほうが逆にこの次としてもまたよくなるんじゃないかなと気もするし。

○委員（橋本五郎） おらな、逆に一番おかしくなっていくと思うよ、したどもあれだべ、先程時間何十分もかけて、調整しに行った、けども、その意見のあれはなんとなってるの。先程、笹倉だけを別の指定管理者にして、分離したらなんとだということ調整しに行ったでしょ。その意見はなんとなってるのだということ。

○副委員長（佐藤清吉） んだからまず、それも今本当にだめであれば、先程言ったように次の定例議会の段階で、また別の形を出してくると思います。

○委員（橋本五郎） おらに言わせれば、それを先に聞きてんだよ、それによって時間を割いて行ったんだから、だれもその副市長連れてこい、総務部長連れてこいって言ったもんでねから。

○委員（千葉 健） 今あの、橋本委員さんが言ったじはよ、こういってほら児玉さんも言ったども、妥協案出したべたまず、だからそいでもってせ、なんとかそういう形でできね、本当はあまり言い方としてはいいことではねども、まずあまり表だってどうのこうのせ、いいあって形にするってば、そういう方法がとれるんでねがって、ただまず今までそちらから来てよ、今までの経緯はこうだこうだといって、

この主張は変わりませんといえ、せば、あんた方となっちゃう。

○副委員長（佐藤清吉） 逆に今話した、妥協案、それここでしゃべってもいいと思うんだ、ここでしゃべってもらって、それは次呑めるか。

○委員（橋本五郎） それはまたよ、何回も言うよう、総務部長来たの副市長来たどつてのよ、それに対して我々がまた意見を述べるなんてのはよ、先程我々委員会の中で決議までして、賛否までとって、妥協案をなんとかって言ったんだもの、その対しての答えはなんも帰ってこねで、また、副市長がたに、今までの成り行きを説明してもらたって、それはおれ逆だと思、進め方として、まず、先程賛否をとって、それに対しての修正案を出した、それに対する答えはなんもこねんだもの、その答えがおれ、先だと思。

○委員（千葉 健） やっぱり今、橋本委員言ったようによ、さっき総務部長呼ばれ、副市長来いって言ったわけでねからな、その妥協筋をよ、相談してこいって言ったいじだから、答えを持ってきて、こさ望むんであれば、われわれは一切今まで言ったやつを聞かねで、当局の説明して、なんとか我々もいろんな部分で、こうで申し訳ねがったども、委員会の意向をよ、尊重してそういうことにさせてもらいてって言えば、なんとか、大変ありがたいという言葉がどんと来るんであればな。

○副委員長（佐藤清吉） 妥協案については、おれが行って会って話をしてる訳すよ、こういう形で変えてもらえば、すぐ決まりますよって、いきさつもその中で聞いてきたんだけど、まずあのそれはそれとしても、まずあの話はしております、でその3つの笹倉公園とがよ、今のスポーツのあれじゃなくて、変えてもらえるんであれば出来ますよていう話をしてきた訳。

○委員（橋本五郎） まず、その話を先に聞いたほういいがでね、だから副市長、総務部長はこの選考委員になっているから、それに対して補足説明とか、こうせばこうなあなた方の意見も生かしながら、こういうこととということのアドバイスするんだばいいんだよ、はじめからその人方今、この人方の話聞いてよ、意見をまた、どうのこうのと考えらせてけれって、それでは別の話だと思。

何回も言うようでねども、さきたの賛否取ったそのことの、我々妥協案出した、あれに対しての回答がなもまだ帰ってきてねってということだ、それをまず第一に回答を出してもらって、ものの進め方として、んでねが。

○副委員長（佐藤清吉） わかった、そうすれば、もう一回聞いて、相談してくるべ。暫時休憩します。

休 憩 15 : 38

(久米副市長、総務部長、関係職員入場)

○副委員長（佐藤清吉） 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。議案第202号神岡中央公園の指定管理者の指定について、先程副市長にお話ししました、いわゆるこちらの考えの中でのご回答といえますか、先程話したその後について発言の申し出がありますので許可したいと思います。副市長お願いします。

○副市長（久米正雄） ただいま議題となっております議案第202号神岡中央公園等の指定管理者の指定についてお話ししたいと思います。今、委員会でいろいろ議論されているようでございます、指定管理候補者であります特定非営利法人の大仙スポーツクラブについて、これまで実績等がなくて、本当にやれるのかというふうなご心配が委員の中で出ているというふうなことでございます、そういうふうなことであの指定管理者の選定委員会の方でもそこいら辺のことについて、いろいろ議論したようでございまして、その際の選定委員の一人であります元吉総務部長が今、出席しておりますので、選定委員会の経緯等について、まずあの元吉部長から説明していただきたいと思っております。

○副委員長（佐藤清吉） 経緯でなくて、先程話したあの。

○副市長（久米正雄） あのこの指定議案が否決された場合どうするかというふうなことでありますけれども、今回3企業団体から手を上げていただいて、3つのところを審査して、今回一番点数が高かったのが大仙スポーツクラブだった訳です、これがダメだとすれば2番目の点数付いたところに、この後選定委員会を開催していただいて、選定委員会から同意をいただくと、その上で議会に再度提出するというふうな形になると思っております、でもし、2番目の方がこれだけでは、たとえば受けられないというふうになった場合、3番目の業者については、こちらの方ではこれまで指定管理してきた実態について、うまくないと評価しておりますので、その際は、チャラにしてもう一度公募するというふうな手順を踏んでいかなければならないというふうに思います、で単行案と予算の関係も有りますけれども、予算については25年度以降5年間の債務が発生するというふうなことの債務負担行為の年度と限度額の議決をいただくことのでございますので、たとえばこれについては、特定の団体、企業が定まってなくても予算上はできるわけです、例えば農林水産施設の災害なんか起きた場合に利子補給でてくる場合がありますけれども、その場合誰が借り入れするか分からない場合も、一定の金額を借り入れするというふうなことで、5年とか7年の償還期間を想定して、翌年度以降の債務負担を議決する場合もありま

すので、必ずあのその団体企業が特定していなくても予算上は翌年度以降の債務と金額を議決、総額を議決してもらうものですから、その分については予算的には問題、補正予算については問題ないというふうに考えています。

○副委員長（佐藤清吉） はい、橋本委員。

○委員（橋本五郎） これ、先程よ、妥協案として笹倉だけを別の指定管理者にして、ということは、これから特に一番の安全、安心というものの、メンテナンス持つ業者でないと大変だろうと、あとの運動施設はこのスポーツあれでもいいんだということの話で、それを分離しれということで、先程、建設部長が行ったはずなんだ、あんた方さ相談しにな、その結果をまず第一われわれが聞かないとだめだよ、それに対して今まで何十分と時間を割いて行ったなだもの、その結果をまず部長から報告してもらうべ、委員会としての先程の、それに対してどうなんだという、これはうまくないよとか、これをそうすればこれ出来ますよとかっていう結論出さなきゃいけないでしょ、あなた方、んだよ。

○副委員長（佐藤清吉） 田口部長。

○建設部長（田口隆志） おっしゃるとおりです、ただあの今回この単行案につきまして否決になりましたということで報告に上がった訳なんですけども、ただその内容をわたし見直しするということはその無理だろうという話もいただきました、ただ我々の話の中ではやっぱりスポーツ施設と一般公園というのは、やっぱり全然違うものですので、分けるということも当然考えられるわけなんですけども、今回選定委員会の方では一括、施設一括での指定管理ということで、いただいている関係上、選定委員会を無視して、その内容を変えてしまうというのはまず当然できないことだと思いますので、先程副市長が言いましたように、今回のあれが否決なりますと、その2番目に交渉権という考え方で、2番目に点数の高かった方と契約する、交渉するという事にまずなるんでないかなと我々で相談して考えたところがございます。ただそのものによって分けるかということなんですけども、これについては特別あの協議は、私ちょっとそこ抜けてしまいましたけども協議しないでしまったわけなんですけども、ただあの児玉議員から分けてやられないのかという意見も出たというようなことはお伝えしたところだったしども。

○委員（橋本五郎） 肝心なその我々の意見つうなものなんもせば、いままでなんも相談してこねことなねが、それをちゃんと分離してやったらなんとだって、一番のこの危険なその子ども方の遊ぶその施設に対して、全然そういう経験も無い人が請け負って、はたしていいのだから、指定管理を受けててということ、そこをそれが一番

懸念をして、いま、決ったんだもの、そこなんだもの、こういうわけのできるんだらできる、できないんだらできない。

○副委員長（佐藤清吉） はい、副市長。

○副市長（久米正雄） 私の聞き違い、勘違いでございます、といいますのは今回あの神岡地域のテニスコートとか運動施設とそれから公園施設と2つの議案があります、これが議案が2つなってますけれども、受けるところが一つですのでわれわれ、私の受け止め方としては、体育施設は教福にかかって、そっちはいいんですけども、こっちの方については、まあうまくないというふうな決を、委員の意見だというふうなことでしたので、そうだとすればこっちの部分については、はずさざるを得ない、さらにこれを分割するという事考えてなかったんです、で、先程答弁したように、今までの実績、NPO法人無いので、そうすれば、外の実績のあるところも今回手を上げてきておりますので、そこを選定するようなかたちで、委員会に再度かけなければいけないなとそういうお話をしたところです。ですから私は神岡の中央公園と中川原コミュニティ公園と笹倉公園と分ける、そういう認識でなかったもんですから。

○委員（橋本五郎） そういうことなのよ、分けた方が。

○副市長（久米正雄） これを分けていくというかたちになりますと、結局は今の単行案は否決される形になりますので、一回これを白紙に戻すというようなことを考えていかなければならないかなというふうな判断しております。で、その場合にどうするかといった場合に、手上げてきている3者あって第1番目がだめなると、第2番目さ取りあえずは打診して、委員会にかけてというふうなことが手順になのかなと、でもしそこでダメだとなればもう一度、まるっきりチャラにしてもう一度公募してというふうな手順を踏まなければなりません、それが順序だというふうなことでお話ししております。

○副委員長（佐藤清吉） はい、橋本委員。

○委員（橋本五郎） これ、全くこのスポーツクラブ、下請けさせるんだものね、下さ発注させてるんだもの、んだからこの笹倉の方をおそらく普通の人はできねがら、ちゃんと経験のある技術的なものを持ってると遊び場が、非常に遊具だとかあるから、やっぱりそういう人さこれ下請けさせるんだもの、発注させてるんだもの、そういうその人さでも、内でも下請け、指定管理という形のなかでできねがという、最終的には。親方のスポーツあれでは、やっぱりこの部門は難しいべということなんだ。何回も同じこと繰り返しているども。

○副委員長（佐藤清吉） 総務部長。

○総務部長（元吉峯夫） 実際の管理は議員おっしゃるとおり、専門性のある業者の方に、下請けにだすということで、でそういう管理運営のノウハウについても協力いただいでいくというふうに伺ってます。であの笹倉公園については、あそこ生き物がおりまして、その管理はいわゆる一般的な施設管理、公園管理とは若干違う部分がございます。そんなこともありまして、その点はその今回の大仙スポーツクラブの方にも委員会の中で確認しました、であの実はあのあそこあの種場所があった関係で、そのあの職員OBの方とか、そういう人のネットワークもあるので、そういう方々からも、頻繁に見回りしてもらったり、そういうふうな管理もするというようなお話も伺っておりました。であのこれあの21年まではそれぞれの施設、直営で管理しておりましたけれども、最初に指定管理するときにはやっぱりその一括管理ということで、神岡のこの一連の施設を一带で、今の太平ビルサービスのほう、あの公募したところ、公募しまして、そして太平ビルサービスが施行管理者になってるというような実態でありました、今回の募集にあたっては一応すべての施設を一带ということで公募かけております。ですから、私どもは議案の関係上2つに分けて議会に提出しましたけれども、議案としては2つですので、当然今の分は3つ一带で、まず大仙スポーツクラブが、それから上の方も協議にかかった分についても一带として大仙スポーツクラブが、結果的にそこが大仙スポーツクラブが一带管理ということですので、ですからあの仮に否決になりますと、先程言いましたように、当初の趣旨は一带ということでありますので、一带というようなかたちで指定管理ということを実は考えてきたところであります。

○副委員長（佐藤清吉） はい、橋本委員。

○委員（橋本五郎） 今、部長言ったのは先程からみなあの担当課長から皆聞いている、だからいま、我々の先程お話ししたその妥協案は、できえないということだべ、まず、笹倉だけは除かれないと、この指定管理からは。

○副市長（久米正雄） 今の議案は3つが1つですので、この議案は同意してもらうか、否決するかという形になりますので、ダメだとすれば議案はやっぱり。

○総務部長（元吉峯夫） それで今、その笹倉だけを別にというお話しでしたので、ですからそのそういうことで、先程副市長が言いましたように2番手の方の方に、こういうかたちでもお受けしていただけるのでしょうかということのご相談をしてから議案として、本当に指定管理候補団体になれるかどうかということがありますので、もしお受けできないとすれば、やはり笹倉公園だけということで、公募かけざ

るを得ないというふうな形になります、で、もし指定管理する団体がなければ直営で、それだけでは指定管理できないよということになれば、それは直営でやらざるを得ないというようなやりかたになっています。

○委員（橋本五郎） 先程の笹倉だけを、別のそういうメンテナンスの持った業者に指定管理をさせていただきたいというのが、先程の決をとったあれなんだ。だからそう出来るのならそうして頂きたい。そういうことなんだよ。あとあなた方の話は十二分にみな分かっている。んだよな、なんとだ。

○副委員長（佐藤清吉） ほかに。はい、千葉さん。

○委員（千葉 健） あのわたし、指定管理者制度のあり方の根本的な部分について再度おれ聞きてし、ということは、まず、一つも経験の無い方が手を上げたときによ、これが3つの業者の中で最高の評価を得たということは、何を基準にしてまず最高の評価を得たかということ、まずそれが第1点、それからスポーツクラブという非営利法人が、今回指定管理を受けるにあたって、委員会でもいろいろ審議あったけれども、まず資本金ゼロ、そして従業員、従業員たつてほんと父兄達だべと思うども40人で、ちゃんと書いてある、そいであのこのパークマネジメントのこの確立というふうにして、これちゃんと立派に文書作って謳っている、そいでこの計画、実行、評価、改善サイクル、こういうふうにして謳って、笹倉公園とか皆これ文章化されている、だけれどもよ、何も実績のないところが評価を得るということ自体がおれ、なんとして評価受けたか、だから評価の基準を言ってけれ、はっきり言って、これからの指定管理者を制度化いくことについて、様々、あの福祉の施設、児童福祉施設、みんなまずそれから三セクなんてだ、みんなこうやってやってきてるんだけれども、実績の無いところが降って湧いたように、広範囲にわたって指定管理を受ける事自体がよ、じゃこの選定委員会はなんと評価したの、その評価の基準を言ってください。お願いします。

○総務部長（元吉峯夫） これはあの、指定管理の指定管理者選定審査の得点の項目というのがございます、これあの5つありまして、1つは利用者の平等利用確保ができて、かつサービス向上が期待できるかということで、ひとり20点でというような計算になってます。それから公の施設の公用を最大限発生するものであるか、これあの事業計画とかそういうもので判断をいたします、それから3番目ですけれど、公の施設の適正な管理並びに経費の縮減が図られるものであるか、これはあの、いろいろな収支計算書とかそういったものである程度判断をいたします、それからお4の公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他経営及び能力を有しており、

または確保できる見込みがあるか、これがいま千葉議員のおっしゃったような部分になろうかと思えます、それから5番目といたしまして、その他公の施設または目的に応じて指定する基準ということがあります、でこういうふうな評価項目になってございますが、繰り返しの話しになるかと思うんですが、あの10月9日の選定委員会では、2つやはり委員のほうから問題点というかたちで指摘されました、ひとつはやはり資金的な不安の話でした、なんといいますか会計処理の書類もらっても、そのなんていいますかちょっとした子ども達の大会とか、その程度しか行われていないし、それからスポーツクラブのメンバーからの会費の徴収も、あんまりその多額でなく、きちっとしたような状況には、まだないんじゃないかというようなお話しがありました、それからもう1点は、やはりあの管理するうえで、ガバナンス、施設をキチンと管理していく組織体制、人的なそういう構成要素がきちんとしてるんでしょうかと、たしかに名前を連ねて、会長さんとかですね、そういった方いろいろいて規約もありますけれども、そういうガバナンスがしっかりしてるんですかというお話しがやっぱりありました。でその意見はそれぞれの委員からいろいろ出されております、ただその中で、こういった地域の施設を地域の使う方達が自ら管理していこうとする、その意欲を評価してあげたいと、それは点数に表せないものじゃないかと、いまその確かに資金の不安、ガバナンスの不安ということはあるんだけど、その点を少し長い目で見ていく、いきなり100点ではないんだろうけれども、これだけ高い意識を持っている方々の団体だと思うので、時間をかけて育てて行く、地域のそういう想いを大切にされた方がよいのじゃないかというような意見が出されております。それからあのガバナンスの点については、これも説明あったかと思えますけれども、その協力会社ということで、これあの清掃会社でありまして、他の所、指定管理もしていた会社です、している会社です、その全面的なバックアップがあるということで、あのある程度ガバナンスの不安があるにしても、その点についてはこちらの会社との協力関係によって補強していただけないかなということで委員本人としては、少し安心していますというようなことで意見が出されております。結果としてやはりあの先程、千葉議員のおっしゃったように、管理を行う安定的な人員とか資産とか経営規模、能力という点では、他のところよりも低かったんですけれども、2番手の会社より低かったんですけれども、その他のところでやはり点数が上回りました、結果としては大仙スポーツクラブが479点、その次の会社が440点、その3番目が401点というようなかたちで、特定非営利活動法人の大仙スポーツクラブをとということで答申をいただいたところ

であります。ただこの答申につきましても、やはりあのガバナンスには十分気を付けてくださいねということで委員の方々から、市としても管理をまるっきり委せきりにするというのではなくて、きちんとそういう運営していける団体になるように十分協議を行いながらしてください、支援をしながら進めてくださいねというようなこと付帯意見を付けられております。それでもう一つ大きな評価の点は23年に水害がありまして、あそこの中川原の公園のところの水没したわけですが、その際のいわゆる、遊具のいろんなその片付け方とか、それから洪水後の清掃の時とか、このスポーツクラブの方々が、自分達ほんとにボランティアで出て、いち早く、簡単に言うと今指定管理している会社よりも先に、いろんなこういう作業をしてもらっています。そのこともプレゼンテーションの中で現場の写真を見て説明をしていただきました、残念ながら今の管理の会社は、ちょっとその点の対応がまずい点があったということです、それで現課で行っている現在の指定管理等の会社の評価もけっして高いものになってはおりません。それからもう1社については、この危機管理の点について、私どもから質問しましたが、そのガバナンス、こういった危機管理をするかと、何かそのそういう不測の事態が起こったときに、どういう対応を会社としてなさるんですかといったときに、ちょっと検討外れな答えでしたので、その点についても大仙スポーツクラブの方が評価点としては良かったというふうに委員としては感じております。

○副委員長（佐藤清吉） はい、千葉委員。

○委員（千葉 健） そういう話、委員会でも聞いたし、確かに危機管理上におけるその後方的なよ、後かたづけ的なもの、やっぱり指定管理受けている太平ビルだったか、それはちゃんとやるべきだったども、洪水は俺たちの責任でね、俺たちの管理が悪かったんでね、要は天災の洪水が悪いんだという、まるっきり言い逃れでやったことは事実だと思う、それがやっぱりよ、一生懸命スポーツクラブやる人達は、自分達の使うグラウンドだから、やはりよ行政もよ、ちょっと腰引いているとすれば、われわれがボランティアやる、それは当たり前な話だべし、あたりめというども、すごいスポーツ活動に対する熱意は分かるわけよ、ただその流れの中で、まず、前の指定管理者も再委託業務としてやるやつが当たり前だつうことの、まず第1点と、それから、今までの再委託受けた業者達がそのままやってくれば、まず保守維持管理は、まず大丈夫だべと、そういうのが根底に見え見えだわけよ、だから要は下請け業者変えねで、今までの下請け業者さ頼めば、まずよほどのことでないかぎり、今まで通りのきちっとした運営管理をやっていただけるだろうと、だから1回も経

験の無い人が、こうして手を上げた場合やれるんだという前例をよ、だからそこが簡単に作れるつうのがおれ、随分いろいろ指定管理の考え方も変わったなど、私個人は思ってるし、だから安心安全管理、保守点検業務なんつうのは、本来ならば保守点検業務なんつうのは、エレベーター事故でもだし、トンネル事故もんだんだけど、保守点検業務受けた人達が、賠償責任問題絡んでくる以上、全件としてよ自分達のノウハウをアピールしてそういつて管理するんだべた、だから我々この大仙市の指定管理だって、みんなそういうノウハウを私どもが持っているからつうことで参加して、こういつて競争して取っていることだからよ、それはそれで、今まで指定管理制度はすごく良かったと思う、だけれども今回のこのやり方については、1回も経験のね人をな、そのまま下請けした人達があるままそくと貴方達協力しますから、どうぞやってくださいといわれれば、ペーパーカンパニーだってやるにいいすべた、そういう指定管理者制度のあり方が良いのかということ私言ってるんだし。

○副委員長（佐藤清吉） はい、橋本委員。

○委員（橋本五郎） ひとつ付け加えて、先程お話ししたども、一時協和でも唐松岳の愛護会が指定管理を受けようとして、資料を提出して、見事に採用にはされなかった、今までずっとその唐松岳の公園の愛護の方が何十人いて、手入れをしておった、だけれども今そこさ業者が入って、これだて我々愛護会が出来ると言っていて、ということで指定管理にだして受けようとしたんだけど、やはり餅やは餅やだべということで却下された、そういう経緯だったんだ、ずっとまえからな、正直言つて、だから体育館の清掃の管理もやはり餅やは餅や、やはりいろいろな管理が有るから、床の手入れ等普通の人が出来ると言えないから、そういうことで今までの指定管理の審査のあり方が、そういうことで来てる、今なんで今回だけが、まったくの素人のものが神岡の5年間で1億2千万の金の指定管理受けて、こちらの方で不安で、本当に十二分にやれるのだろうかという、不安が先に立ってるでしょみんな、そういうことでなんで、そういう指定管理制度を認定しているのだからつう、指定させるのだからつう、そこなんだよ。

○副委員長（佐藤清吉） はい、総務部長。

○総務部長（元吉峯夫） 確かにあのそういう不安とかつていうことは、あると思います、先程来再三申し上げて申し訳ございませんけれども、やはりその地元の人間が地元のこういう施設管理することによって、盛り上げていこうと、そういう気持ちをやはり大事に、一番大事にしていこうと。

- 委員（橋本五郎） わかっている、だから今言った唐松岳のその話も、地元だよまったく、愛護会ということで、何十人かいて、それだってだめだって、餅屋は餅屋、造園屋に行ったのよ、ね、そこ言ってるなだ、んだからなんぼ話しても同じあと、あなた方はやはりこれはあの笹倉だけは分離が出来ないと、指定管理はできないと。
- 総務部長（元吉峯夫） そうです。
- 副市長（久米正雄） 今は、この3つのやつで単行案もらっているんで、まずこれがいいか悪いか、一つだと思っただしよ、んでねば、議案撤回するしかねんだしよ、この際。
- 委員（橋本五郎） んだから、我々はそれを別の指定管理を別の人にできないかと、それだけをね、笹倉だけ。
- 副市長（久米正雄） できないわけではないです、できます。
- 委員（橋本五郎） それだばなんも問題ねんだもの。
- 総務部長（元吉峯夫） 笹倉だけという。それは出来ます。
- 委員（橋本五郎） そういうことで、さきたから揉んでるあだもの。
- 副市長（久米正雄） できますけれども、今議案として3つ上げているので、これを否決されれば、取り下げするかという話になってくるしべ。
- 委員（橋本五郎） いや、あなた方がそれで当局の方で、責任をもって、その笹倉だけ、あのそういうメンテナンスを持った業者へ指定管理をやらせますと、ここで約束していけば何も別だごとね。
- 総務部長（元吉峯夫） 再度提出ということにさせてもらうことにする。
- 副市長（久米正雄） それは良いですよ、再度提出。
- 委員（橋本五郎） それだばいいんだよな。
- 副市長（久米正雄） そうなれば再度提出。
- 総務部長（元吉峯夫） 今、3つのやつを2つに分けて提出という形で。
- 委員（橋本五郎） そうすれば、われわれ先程の委員会の。
- 総務部長（元吉峯夫） 3つのやつを2つに分けてということですよな。
- 委員（橋本五郎） そいだけ、特別な危険度をあれしてるもんだから。
- 総務部長（元吉峯夫） はい。中央公園とかそういったやつは良いということですよな。
- 委員（千葉 健） いや、ちょっとまで、あの中央公園、今回出てきたのは、3つの公園出てきてるしべた、これがダメだということだべ、笹倉公園だけでねで、この3つの公園、神岡中央公園、この公園、私はそうだしよ。

- 委員（橋本五郎） 3つか。
- 委員（千葉 健） んだ、これ3つあるべた、3つの公園がダメだということ。
- 委員（児玉裕一） 最初は笹倉だと思ったったども、話違うがらよ。
- 委員（千葉 健） 3つの公園、公園管理だべ全部。
- 委員（児玉裕一） 上がっている条件は3つだからな。
- 委員（千葉 健） ここさ笹倉公園等って書いてある等って、んだから3つの公園含まってるんだ、笹倉公園でね、笹倉公園等と書いてある、んだから3つの公園が私は指定管理者から外してもらいてということ。
- 委員（橋本五郎） せばこの202全部ダメだっということか。
- 委員（千葉 健） 202号の3つの公園出てきてるすべた、これが今のスポーツクラブではダメませんよということだ。公園の管理は別さやりなさいということ。
- 総務部長（元吉峯夫） 専門会社にといいことですよ。
- 委員（千葉 健） 公園管理とスポーツ施設の管理、別だ。
- 委員（橋本五郎） おらまず、笹倉だけが一番危険度あれしてるから、それを除いて、あと普通の公園はスポーツ愛好してるものは出来るべと、そういうことでさきた決とったかんじよだったんだ。
- 副市長（久米正雄） どっちにしても、3つ1つのスポーツクラブがうまくないということになれば、これまず委員会では否決というふうな形になることから。そうだとすればこれは否決されて、次の臨時会とかのときに議案として新たに提出という、そういう手順を踏ませていただきます。
- 総務部長（元吉峯夫） そのときに、今おっしゃられる、3つ一本で1会社という話なのか。
- 委員（千葉 健） スポーツ施設の管理のよ、公園管理はやっぱりメンテナンスの部分とそれから専門性が全然違ってくるから、公園管理については別にしなさいよっておれは最初から。
- 副委員長（佐藤清吉） 今あの千葉さんと橋本委員との話と、笹倉と3つの件とありますんで、これちょっとここで統一していかなければ、ちょっとまた。
- 委員（千葉 健） ちょっとまで、委員長、これよ一つ単行案として出てきているときによ、こうやって分離してよ、これの笹倉公園はダメだども、2つの公園は良いつうのは、これも審議の仕方もまるつきりおかしくなっちゃうよ、んだから。
- 副委員長（佐藤清吉） そうでねぐ、これはこれで単行案だから、将来的にはこうやってもらいてつう、要望が今でてるわけだ、3つのやつをちゃんと変えてもらい

てつう、笹倉は笹倉で1つ、あるいはもう2つは別あるか、この単行案について、これはこれで進めていくしかねべた、否決は否決あるいは。

○委員（千葉 健） せば、公園の規模によって、せばあのかな、この受ける指定管理者がが良いとか悪りとかならっちゃうべた、やっぱりこれはよ公園管理とスポーツ施設は別ですよっていう形でいかねばよ、公園の大きさによって、これは良いとかがれば、これまるっきりおかしくなっちゃう。

○副委員長（佐藤清吉） たとえば、それはそっちでほら笹倉、笹倉っていう考えでいるべし、こっちは3つだって言っている、それはそれでいいんだけど、ここで一つまとめねば、やっぱり、ただこの単行案に関しては、はっきり言って、これあの分けるにしてもなにしてもダメだと思うし、否決は否決どかっていくねしかねし、そういつてもっていくしかねし、後にせば、その次上げてもらう場合、じゃどういうふうに上げればいいのかというのが、いまここである程度協議していかねばならねんじゃねがという。

○委員（千葉 健） だって、われわれ議論したやつよ、やっぱりスポーツクラブが公園管理までやるのはおかしいよって話してるんだべた最初。んだがら公園の規模によって違うとかよ、良いとかがつう、そういう議論では委員会としては何でもねと思うよ。議員の資質が問われると思う。んだがら公園がダメだとなれば、公園3つはやっぱり専門のところさ頼むというほうが、本来の審議だと思う。

○副委員長（佐藤清吉） 3つだめだば、3つダメで否決なるつうこと。ただ願う立場からすれば、今言ったように2つの意見があるから、将来的にこう、否決して新しく出してもらうにはどうすればいいのかというのが、ある程度詰めた方がいいんじゃないかというのが、おれの考えだと。

○委員（橋本五郎） 最後に聞くんだけど、まったく私はその笹倉だけのあれをあれして、あと2つはいいよということでその妥協案を持っていった、おれはよ、そういう勘定で妥協案をだした勘定なんだけれども、けどもこれ一つでも議案というのは、こうなることだべ、それ1つでも。

○副市長（久米正雄） われわれは、そういうふうと考えて、これは否決だから、もう一回やり直しということにしなければいけないなという考え、んだがらこれは無理してやっても、そう思います。当初はできるというような踏んで来たんですけども。

○委員（橋本五郎） せば、わかった。

○副委員長（佐藤清吉） 他になにかございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副委員長(佐藤清吉) いずれ副市長さん総務部長さんお出でいただいたんですけども、今の段階としてはやはり分けることも出来ない、単行案なんで、これについてのみの審議なると思いますんで、これについてはやっぱり意見がありますんで、当初の否決という形でいくことになるろうかと思えますんで、なんとかお願いいたしたいと思えます。あとは、この次の臨時議会か定例議会の段階でちょっとまた協議してもらって。

○副市長(久米正雄) 遅くても2月定例議会には、変更案出さないと4月から出来ませんので、これまでの業者と違うところ出てくると事前の準備とかありますんで、少しでも早くやるとすれば臨時議会というふうな提案させていただくことになるろうかと思えます。

○副委員長(佐藤清吉) わかりました、そうすればあの副市長さんと総務部長さんには、これでもって退席していただきたいと思えます。どうもありがとうございます。

暫時休憩します。

休 憩 16:20

再 開 16:21

○副委員長(佐藤清吉) 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

議案第204号平成24年度大仙市一般会計補正予算(第6号)につきましては、当局の説明を終わっております。つきましては、これより質疑に入りたいと思えます。質疑のある方はお願いします。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○副委員長(佐藤清吉) なければ、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副委員長(佐藤清吉) 討論なしと認めます。これより採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副委員長(佐藤清吉) 異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

○副委員長（佐藤清吉） 次に、所管事務にかかる閉会中の継続審査および調査に関する件についてお諮りいたします。

お手元に配付いたしました案件につきましては、議長に対し、閉会中の継続審査および調査の申し出をしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（佐藤清吉） 異議なしと認め、そのように決しました。

---

以上で、当委員会に審査付託となりました事件の審査は、すべて終了しました。

なお、本委員会の審査報告書及び副委員長報告の案文につきましては、副委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認め、そのように決しました。

○副委員長（佐藤清吉） これで建設常任委員会を閉会します。大変ご苦労さんでした。

午後 4 時 2 3 分 閉 会

大仙市議会委員会条例第 2 9 条第 1 項の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

大仙市議会 建設水道常任委員会副委員長 竹 原 弘 治